

第2章 欧州における容器を対象としたデポジットシステムの実態

1. ドイツ

1.1 はじめに

ドイツでは長年にわたって、ミネラルウォーター、清涼飲料、ビールの飲料市場においてリターナブルボトルが定着しており、1998年の統計を見ても、全飲料平均で約7割がリターナブルボトルを採用した飲料製品である。

1991年に「包装廃棄物回避のための政令」(以下、包装政令とする)が制定され、拡大生産者責任に基づくりサイクル実施組織 DSD(デュアル・システム・ドイツ社)が設立された。

DSDにより容器包装のリサイクルルートが確立されたが、ドイツ政府は事業者が同システムに依存することによって、それまで利用してきたリターナブル容器が減少することを懸念し、包装政令のなかにリターナブル容器利用率が1991年レベルを下回った場合、ワンウェイ飲料容器に対して強制デポジット制を発動するとの規定を設けた。

このようにドイツ・包装政令における強制デポジット制発動に関する規定は、リターナブルボトルの保護策に基づく脅迫的な意味合いが強く、現実に実施することを念頭に置いた設定にはなっていなかったと関係者は指摘する。以下のような点について、この規定の非現実性が指摘される。

デポジット制の発動が「全飲料」のリターナブル容器利用率に基づき判断される一方で、実施対象は「1991年レベルを下回った飲料品目に限って」実施されるため、同一容器でもデポジットの対象とならないものがあり、消費者に混乱を与える。

デポジット額は小型容器でも50ペニヒ(約30円)と他に例を見ないほど高額である。

また、ワンウェイ容器に対する強制デポジット制発動規定は、EU委員会から貿易障壁の疑いがあるとする指摘を再三にわたって受けている。

こうした強制デポジット制の規定は、リターナブル容器比率が1997年以来3年連続して1991年の数値を下回ったことにより、いよいよ現実の問題となりつつある。連邦環境大臣は、デポジット制発動の方針を示しているが、上記に掲げた問題点等、実施までに解決すべき問題が大きすぎて前途多難との見方もある。

また、強制デポジット制の実施は当初考えられていたように、リターナブル容器の保護に貢献しないどころか、むしろ崩壊させる危険を孕んでいるとする見方が市民団体・環境保護団体を中心に広がっている。その理由は、ワンウェイ容器のデポジットシステムを実施するために小売店がワンウェイ容器用自動引取機(リバース・ベンディング・マシン)を導入することを契機として、引取に人手を要するリターナブル容器商品の取扱を中止し、結果としてリターナブル容器が激減する恐れがあるとする推察によるものである。

一方、産業界の代表的団体のなかにも経済に悪影響を及ぼすとの視点から反対を唱えるものが多い。

このように、ワンウェイ容器飲料に対する強制デポジット制の発動は、産業界及び市民団体の両方から手厳しい反対がなされている。トリッティン環境大臣はミュラー経済大臣と話し合いの結果、2002年1月から強制デポジットを発動する意志を固めたという報道が成されているものの、予定通りの実施には、いくつかの乗り越えねばならない壁が存在するようである。

また、最近連邦環境庁が発表したLCAの結果(エコビランツ)が、リターナブルボトルの環境負荷がすべてのワンウェイ容器と比較し十分に優れているとは限らないという結論を示しており、このようなリターナブルボトルの保護政策に疑問を投げかけるきっかけを与えている。なお、そうした議論を通して、従来の「リデュース・リユース・リサイクル」という単純なヒエラルキーから、より科学的・客観的な基準(エコビランツ)に基づく容器政策へと見直しを行おうとする気運が高まっている。

1.2 包装政令の制定

ドイツでは、1991年当時、年間約4,000万tの家庭系ごみが排出されており、そこにおいて包装廃棄物が占める割合は、容積比で約50%、重量比で約30%であった。

ドイツ連邦政府は、この包装廃棄物にターゲットを絞り、包装政令を1991年6月に制定した(旧包装政令)。本政令はメーカーや流通、販売業に対し、包装廃棄物の引取とリサイクルを義務づけ、廃棄物を生産システムの一環として位置付けする目的で制定された法律として世界でも初めてのものである。

旧包装政令はその後、EU包装指令の制定(1994年12月)による国内準拠法制定の要請を受け、また、法令運用上の各種問題(フリーライダー問題等)を解決する課題を踏まえて、新政令へと改正された*(1998年8月制定・施行 囲み記事の「おもな変更点」を参照)。

この包装政令において、環境保護の視点から、容器全体に占めるリターナブル容器の割合について旧政令制定時(1991年)のレベルを下回らないようにする目的で、そのレベル(基準値)を下回った場合、ワンウェイ容器に強制デポジット制を適用する規定が設けられた。そして、この規定は旧政令で設定され、その後、新政令へと引き継がれている。

【旧包装政令から新包装政令のおもな変更点とその背景】

2000年から有害物質を含む商品の包装の引取および利用を義務づけた(第7条)

製造者および販売者は、殺虫剤等の有害物質を含む商品の容器を一般消費者から無料で引き取って利用する義務づけがなされた。なお、こうした容器の引取はDSDと異なるシステムで履行されねばならない(例えば、小売店への返却等)。

システム運営者(DSD)は、システムに加入する製造者及び販売者にシステムへの加入を証

明し、製造者及び販売者は、加入マークを表示する。例えば、従来のグリーンポインクトの表示を政令内で義務づけた。

包装の素材的な利用の基準値の設定（第6条：下表）。

ドイツ・新包装政令における素材利用の基準値

（括弧内：旧政令 95 年 12 月までの利用率基準値） 利用率：%

	旧政令	新政令
ガラス	70(72)	75
スチール	70(72)	70
アルミ	50(72)	60
紙、厚紙、段ボール	60(64)	70
複合材	50(64)	60
プラスチック*	50(64)	60

* 新政令では、プラスチック利用基準値の 60%以上はマテリアルリサイクルを行い、残りの 4 割以下はサーマルリサイクルも可能であるとしている。

利用率の算定基礎の変更

旧政令では利用率の算定のベースは州の流通量であったが、新政令では DSD に持ち込まれた包装廃棄物の総量をベースとする。

使用した包装材の利用率の証明義務と第三者鑑定人による監査の義務づけ

旧政令では製造者および販売者に包装材の引取義務のみを課していたが、新政令では包装材の利用率を証明するために、DSD に不参加の製造者および販売者は年間の市場提供量、包装材の引取量、利用量を記録し、証明することを義務づけるとともに、独立した第三者の鑑定人による証明書類の監査を行うことを義務づけた。これにより、フリーライダーの防止を狙う。但し、販売者の内、売り場面積が 200 m²に満たない販売者は証明義務を免除した。

システムに不参加の事業者に対する請求権の確立

さらに、DSD に不参加の製造者および販売者が使用した包装材が DSD の回収コンテナに混入した場合、DSD はその事実をもって、それらの事業者処理費用の請求を行うことができる。

処理処分事業の競争の促進

DSD は 処理処分事業者に対して公開入札を行い、競争条件を整えて回収包装材の販売を行うものとしている。

DSD がライセンス料金を十分徴収できていない肉屋、パン屋等のサービス包装の問題に対応すべく、これらの小規模小売店に対して包装材を供給している製造者および販売者は、その販売量を証明する記録を残さねばならない。また、第三者鑑定人の監査を義務づけする措置を設けた。2001 年からはこれらサービス包装を供給している事業者が食料品小売業の使用したサービス包装に関して DSD へのライセンス料金を支払う義務を負わせた（第6条第5項）。

包装素材の種類を判別しやすくするためと EU 全域との調和を図るために商品における素材

コードを導入した（第 14 条）。

1.3 包装政令におけるデポジット制に関する規定

ドイツの包装政令では飲料容器のみならず、洗剤、洗浄剤、散布式塗料容器に対してもデポジット金の徴収義務を課している。

しかし、飲料容器以外の容器に関しては、DSD（デュアルシステムドイツランド）に代表される産業が自主的に構築した引取・リサイクルのシステムに参加することによってデポジット金の徴収義務が免除されるが、飲料容器に関しては免除のための特別な条件を課している。

以下に飲料容器におけるデポジット金徴収義務規定及びその免除規定に関して述べる。

包装政令第 8 条（旧政令では第 7 条）は、飲料容器のデポジット金徴収を下記のように義務化している。

第 8 条 第 1 項 飲料容器のデポジット徴収義務（原文から多少変更あり）

ワンウェイ容器を用いてこれらの製品を提供する販売者は、1 飲料容器につき消費税を含み、50 ペニヒをデポジット金として徴収する義務を負う。1.5 リットルを超える飲料容器にあっては同じく消費税を含み、少なくとも 1 マルクを販売者は購入者から徴収する義務を負う。デポジット金は、最終消費者へ到る各販売段階において、各々の販売者が徴収しなければならない。デポジット金は飲料容器が返却された際に払い戻すものとする。

以上のように、飲料ワンウェイ容器について販売者にデポジット金の徴収義務を課した上でこの義務を免除する条件を第 9 条で規定している。

第 9 条 第 2 項 飲料容器に対するデポジット金徴収義務免除に関する規定

（原文から多少変更あり）

ミネラルウォーター、フルーツジュース、非炭酸清涼飲料、炭酸清涼飲料、ビール、ワイン（パールワイン、発泡ワイン、ベルモット、デザートワインを除く）に用いられるワンウェイの飲料容器に関しては、（DSD のような産業界による独自の回収システムが準備されている条件を兼ね備えた上でなおかつ）1991 年レベルのリターナブル容器使用率 72% をドイツ連邦全域で下回らないことをデポジット金徴収義務免除の条件とする。

これを下回った場合には、さらに 12 ヶ月間調査を行い、その結果においても同様に 72% を下回った場合には、1991 年レベルを下回る該当飲料品目に対して、ワンウェイ容器に対するデポジット徴収義務の免除を撤回する。なお、一般用牛乳に関してはその比率を 20%* とする。

（*：この比率は、1991 年に旧包装政令では 17%であった。また、新政令では、リターナブル容器使用率に

加えワンウェイ・ポリスチレン容器の使用率を加算することが許された。これはドイツ連邦環境庁が発表したエコピラント（LCAの手法）の結果を踏まえたものである。）

したがって、ドイツにおける包装政令では、ミネラルウォーター、フルーツジュース、非炭酸清涼飲料、炭酸清涼飲料、ビール、ワインの全体においてリターナブル容器比率が1991年レベルである72%を下回った場合、飲料品目別に1991年レベルを下回った当該の飲料品目におけるワンウェイ容器に対して強制デポジット制の発動がなされる。

このようなデポジット金徴収義務に関する規定は、外国企業のドイツ国内における経済活動に制限を与える貿易障壁に当る可能性が内外から指摘され、EU議会は、ドイツ包装政令における強制デポジット発動条件に対する非難決議を採択している。

そのような動向を参考までに次に記す。

1.4 EUの強制デポジット制発動規定に対する反対姿勢

ドイツ以外のEU諸国から政令制定以来、ドイツ包装政令において定められたリターナブル容器の使用率（強制デポジット制発動）に係る規定に関して、外国の飲料メーカーがドイツ市場参入への阻害要因であるとする訴えが相次いでなされてきた。

外国メーカーの主張は、リターナブルびんの使用は、生産拠点と販売エリアが近距離の場合に適しているが、遠距離になると著しく経済的に不利になるとしている。

一方、ドイツ政府は本規定を廃棄物回避の目的で導入していると主張している。

しかしながら、EU委員会はこのドイツのリターナブル容器規制に対する導入中止の異議申し立て申請をするかに関し、EU環境委員会で審議を計ったところ、13対1の大差でドイツに対して厳しい対処をすべきとの決議がなされた(1998年1月)。

そこでこの案件は、EU環境総局からEU市場総局に移され、審議の結果、とりあえず、ドイツに対し警告状を送付することを決めた。

警告状の内容は、「廃棄物削減のためにリターナブル容器使用率を強制することは、ドイツの埋立地や焼却炉の許容量から見て急務とは考えられず、これによって外国企業の貿易に対し障壁となり得る措置を実施するには及ばないと判断され、当規定を早急に取り除くよう求める」というものであった。

当時のEU市場総局は、ドイツ代表の環境委員の辞任につながりかねない問題であるため、強硬な法的措置を実施することを差し控えたが、その後、改正された新包装政令においても旧政令と同様、何ら緩和措置が盛り込まれていないため、現在に到るまで、潜在的な問題として存在し続けている。

2000年7月初旬にもEU委員会は、ドイツ政府に対し強制デポジット制発動規定について公式な警告状を、再度「Reasoned Opinion」として送付している。

そこでは、概ね次のような内容が述べられている。

ドイツ包装政令におけるリターナブル容器比率の基準値設定は、EU 包装指令に準拠しておらず、EU 全域を単一市場として機能させる基盤を揺るがし兼ねない性質のものである。

同規定は製品の自由な流通と環境保護の適正なバランスを欠いた規定であると考える。

とりわけ、ミネラルウォーターは産地で直接瓶詰めすることを商品の要件*としていること等から、輸入先の国で瓶詰め(小分け)ができないため、ドイツ国外からミネラルウォーターを輸入する事業者は空き瓶を産地まで長距離輸送して戻さねばならない。これは、明らかにドイツ市場において競争上の不利となる。ミネラルウォーター以外の飲料についても同規定は EU 包装指令との適合性に十分疑義があり、検討を要するものである。ドイツ政府は以上の警告を考慮し、EU 包装政令に適合するよう早期改正を検討することを要請する。

(* ヨーロッパ各国ではドイツも含め、「ミネラルウォーター」と表示する商品は産地(湧水地)で直接瓶詰めすることが法的または業界の自主基準により定められている場合が多い。)

このように EU 委員会は、これまでも幾度となく、公式・非公式な形でドイツ包装政令におけるリターナブル容器の目標値の規定が、EU 裁判所への告訴の対象となり得ることを表明している。

したがって、ドイツが強制デポジット制の発動を決定した場合にも、EU 委員会がこれを告訴した場合、ドイツ政府は EU 裁判所に出廷しなければならなくなり、その間強制デポジットの発動は棚上げ状態となる。また、裁判で敗訴した場合には同規定は完全に無効となる。

ドイツ包装政令における飲料容器強制デポジット発動に関する規定(リターナブル容器使用率基準値の設定)は、国際政治の場面からこのようなアキレス腱をもっている。

1.5 リターナブル容器使用率の基準値と現状

下表は、ドイツにおける飲料容器のリターナブル容器使用率を示している。

最も左側の 1991 年が旧包装政令制定時におけるリターナブル容器使用率の基準値であり、この水準を維持することが飲料容器におけるワンウェイ容器へのデポジット金徴収義務免除の条件である。

免除規定は、まず牛乳を除く「全飲料におけるリターナブル容器使用率」で 1991 年レベルを下回らないことが要求され、下回った場合(72%未満の場合)、再度 1 年後の調査結果を待ち、なおかつ下回る結果が出た場合、1991 年の基準値未満の飲料品目に限って強制デポジット制が発動される規定となっている。

なお、この規定は各飲料メーカー別に課せられる規定ではない。即ち、飲料市場全体で数値が測られ、1991 年の基準値を下回った場合には、飲料メーカー個別の状況には関係なく、デポジット金徴収の義務がすべての飲料メーカーに課せられる。

図表 2.1 ドイツ 飲料容器におけるリターナブル容器使用率 推移

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
全飲料（牛乳を除く）	71.69	73.54	73.55	72.87	72.27	72.21	71.33	70.13
ミネラルウォーター	91.33	90.25	90.89	89.53	89.03	88.68	88.31	87.44
果物ジュース・非炭酸清涼飲料	34.56	38.98	39.57	38.76	38.24	37.93	36.81	35.66
炭酸清涼飲料	73.72	76.54	76.67	76.66	75.31	77.50	77.76	77.02
ビール	82.16	82.37	82.25	81.03	79.07	79.02	77.88	76.14
ワイン	28.63	26.37	28.90	28.54	30.42	28.66	28.10	26.20
牛乳	26.27	28.33	27.97	26.94	28.44	30.60	30.21	25.03
リターナブルびん	24.17	26.80	25.56	24.69	22.54	20.10	17.99	15.20
プラスチックバッグ	2.10	1.53	1.41	2.25	5.90	10.50	12.22	9.70

目標値

（出所：Der Rat von Sachverstaendigen fuer Umweltfragen: Umweltgutachten 2000）

1.6 強制デポジット制発動を巡る議論

1.6.1 初めて基準値を下回った 1997 年のリターナブル率

ドイツでは、1997 年に初めて 1991 年の包装政令施行時のリターナブル容器使用基準値 72%を下回る結果が出た。特に、ビール及びミネラルウォーターの市場におけるリターナブルボトルの使用率が落ち込んだことが全体市場の傾向に影響を与えた。

この時点では、包装政令の規定に従い、翌 1998 年の調査結果が出るまでは、強制デポジット制発動の恐れはなかったため、飲料業界は静観の姿勢を保っていた。

1.6.2 2年連続の基準値割れと飲料業界の反応

しかしながら、1998 年 12 月、1998 年の調査速報値が発表され、前年に続きリターナブル容器使用率が、基準値 72%を下回ると判明した際、ドイツ飲料業界には大きな衝撃が走ったと伝えられる。

時のドイツ環境大臣が、新政権で入閣した緑の党出身のトリッティン氏であることが余計に波紋を大きくした。

このような事態に到り、直ちに包装政令に規定された通り、強制デポジット制実施の「おなた」を振るうのではないかと懸念が募り、危機感を持った飲料業界は議員らに対するロビー活動に入ると同時に、この事態に対する弁明を開始した。

ドイツチェーン店・セルフサービス業協会は、「1998 年の夏が冷夏であったことが最大の原因であった。来年の夏が平年並に暑ければリターナブル率は回復する」と述べた。

大手スーパーの Kaufhof、Roewe、Taengelmann は共同会見を開き、次のように述べた。「我々はしっかりとリターナブル容器飲料の販売をサポートしている。一方でリターナブル容器飲料をほとんど販売しない小売店がいる。これらの店がリターナブル容器飲料の取扱をするよう促進する措置の実施こそが、強制デポジット制の発動よりもはるかに優先すべき施策である」

彼らは以上のように述べ、現状が自分たちの事業活動とは関係ないことを強調した。

また、ドイツ中型・大型店連盟（BAG）は外国からの輸入飲料がこの問題に大きく寄与していると述べ、醸造メーカーを代表する団体AMVは「強制デポジット制を導入すれば、却ってワンウェイ容器を増やすこととなり、リターナブル容器回収システムの崩壊を招く」と連邦政府に牽制球を投げた。

これらの産業界からのメッセージを受けて、トリッティン環境相は、次のように述べた。「現状には不満ではあるが、飲料メーカー及び流通業界が約束した基準値の維持に努力する事実が明らかであるならば、直ちに強制デポジット制の発動を行う段階ではないと考える。」

また、ドイツの代表的な環境NGOのひとつ、BUNDもワンウェイ容器に対する強制デポジット制の発動はリターナブル容器のシステムを崩壊する危険を孕んでいると指摘した。これは強制デポジット制に依存する形で輸送面及び経済面のメリットから飲料業界がワンウェイ容器を優先して選択する恐れが大きいからだとしている。

また、ドイツの代表的な環境NGO、BUNDはワンウェイ容器にデポジット制を適用しても返還率は60～80%程度に留まる可能性が高いと見込んでおり、必ずしも賢明な選択にはならないだろうと述べている。

このような状況から、1998年末から1999年初頭にかけては、ドイツ連邦環境省が直ちに強制デポジット制の導入に踏み切る可能性は低いと考えられ、ドイツの飲料業界も落ち着きを取り戻した。

1.6.3 2000年：3年連続の基準値割れ - 強制デポジット制発動を巡る緊迫した議論

しかしながら、2000年に入っても、ドイツにおけるミネラルウォーター及びビールの市場では、ワンウェイ容器を採用した多くの新製品が発売され売上を伸ばし、成長著しい安売り型スーパーマーケット・チェーン、「アルディ」(ALDI)がリターナブルボトルの飲料を一切販売しない経営方針を続けていることなどが背景となり、1999年の結果も再び72%を下回ることが確実となった。

聴聞会における市民団体の意見

これを受けて緑の党出身のトリッティン環境相は、「最近の飲料容器のトレンドが間違った方向に進んでいる」として、2000年6月13日、環境NGO及び消費者団体等を招いて聴聞会を開催した。

聴聞会での環境NGO及び消費者団体から出された意見は、概ね次のようであったと伝えられる(ドイツ消費者連盟 Tegethoff氏)。

- 強制デポジット制の発動は、長期的な視点においてリターナブル容器保護の目的に沿わない可能性が高い。
- ワンウェイ容器のデポジットシステムには多額の投資が必要である。リターナブル容

器使用率が基準値に対し 1～2% 下回ったことは多額の投資を正当化する理由にはならない。

- 飲料を購入する消費者は価格に最も敏感に反応するからワンウェイ容器飲料がリターナブル容器飲料よりも価格で十分高くなるように課税する施策を採るのが最も効果的である。
- ドイツは他の欧州諸国と比較しリターナブル容器比率は高い水準であるから、この段階で強制デポジット制を発動するには及ばない。
- 当分の間は静観するのが良いのではないか。

同聴聞会に出席した消費者団体の代表者によれば、トリッティン環境相はこれらの市民団体の主張を大筋で合意したかに見えたという。

トリッティン環境相による強制デポジット制発動方針の発表

しかし、この聴聞会からそれほどの期間がたたない 2000 年 8 月 9 日、トリッティン環境相は、2001 年の夏までに、1991 年の基準値を下回っている飲料品目、即ちミネラルウォーター、ビール、ワインのワンウェイ容器に対し強制デポジット制を発動する方針であることを表明した。

関係筋によれば、トリッティン環境相は市民団体との聴聞会開催後もワンウェイ容器に対する消費税(VAT)の導入を模索したが、それを実現する可能性を見出せなかったために路線変更せざるを得なかったと伝えている。

当時、ドイツでは環境税への批判も高まりつつあり、連邦政府にとって新税導入は支持基盤を失いかねない危険な選択であると考えられていた。また、EU 全体における財政バランスの整備が進行しているプロセスにおいて、新税の導入は EU に対しても手続上極めて煩雑で面倒なものであることが現実問題としてのしかかってきた結果である。

さらに加えて、トリッティン環境相に新税導入阻止の圧力を加えたのが経済省と BDI(ドイツ産業連盟)であるとされる。

結果として、トリッティン環境相が選択し得る施策は唯一強制デポジット制の発動であったと考えられる。

包装政令改正を含む強制デポジット制の実施

強制デポジット制の導入に際し、トリッティン環境相は次の 2 つの可能性を示唆している。

【強制デポジット制発動に関する2つの可能性】

包装政令の改正を一切せずに、ミネラルウォーター、ビール、ワインのワンウェイ容器に対してのみ強制デポジット制を発動する。

包装政令の改正を議会の承認を得て行い、すべての飲料容器のワンウェイ容器に対して強制デポジットを適用する。

現行の包装政令では、1991年レベルを下回った飲料品目だけが強制デポジット制の対象となるため、同じ缶飲料でもビールではデポジットが付くが清涼飲料では付かない。そのため、同じものとみなして処理しようとする消費者に混乱が生じると多くの業界団体や市民団体から批判されている。

したがって、トリッティン環境相の真意は であると伝えられており、この選択肢を採用場合には包装政令の改正手続を経なければならず、改正過程は特に（地方代表議員により構成される）参議院における承認が難しいとの観測もある。

2002年1月からの強制デポジット制発動の方針発表と産業界の反応

その後、2001年1月31日、トリッティン環境相は、ミュラー経済相と話し合いの結果、2002年1月1日から、ワインボトルを除くすべてのワンウェイ飲料容器に対する強制デポジット制を発動する計画について合意に達したと発表した。

トリッティン環境相によれば、現行法を改正し、ミネラルウォーター、果物ジュース・非炭酸清涼飲料、炭酸清涼飲料、ビールに利用されるすべてのワンウェイ容器に対して強制デポジット制を発動する予定であるとしている。

ワインボトルのみが強制デポジット制の対象外となったのは、ワイン製造業者の多くが零細であることに加え、ドイツ・ワイン組合からの激しい反対活動を受けての判断だと見られている。

発表された具体的なデポジット額は、1.5リットル以下の飲料容器に関して0.25ユーロ、1.5リットルを超える飲料容器に関しては0.5ユーロとなる。対象となる容器は、金属、ガラス、プラスチック製の飲料容器である。

トリッティン環境相は法改正を行うことで、飲料品目に拘らずデポジット対象容器を統一化することができるため、消費者にわかりやすい運営が可能であり、従来のリターナルボトルの安定的な存続にも貢献できると述べている。

ドイツ政府は、デポジット制度の運営費を1飲料容器当たり0.018DMと試算している。

この発表を受けて、ドイツ産業連盟 BDI とドイツの小売業組合は直ちに反対声明を発表した。

小売業組合は、「苦し紛れの政治判断だ」と述べると共に連邦政府のデポジット運営費の試算は余りにも低く見積もられていると批判している。また、ワインボトルのみデポジットを免除する理由が不明確で首尾一貫していないと述べている。

また BDI は、ワンウェイ容器の強制デポジット制はトリッティン環境相の思惑とは裏腹に完成されているガラスびんのリターンシステムを破壊すると述べている。

この公式発表によってドイツの飲料容器に対する強制デポジット制の発動は一層現実味を帯びてきた。しかしながら、今後、法改正の手続が議会で難航することも考えられ、予定通りの実施が可能かは予測が難しいとの見方もある。

1.6.4 強制デポジット発動方針に対する各セクターの意見

ドイツ国内でも包装政令におけるリターナブル容器比率に関する基準値設定に対して多くの批判がなされてきた。それらを概略的に整理すると以下のようなポイントにまとめることができる。

ワンウェイ容器は一部のリターナブル容器と比較して必ずしも環境負荷の側面から十分に不利とは言えない。

リターナブル容器比率基準値 72% は非常に高く、飲料全体の市場拡大がなされただけで、下回ってしまう。

ワンウェイ飲料の多くが輸入飲料であるにも拘らず、これによって経済的な影響を受けるのはドイツ国内のメーカーである。 等

以下に各主体における強制デポジットを巡る議論及び主張を記す。

産業界

BDI(Bund der Deutschen Industrie ドイツ産業連盟)

トリッティン環境相が 2000 年 10 月に述べた強制デポジット制発動方針に真っ先に反対声明を出したのが BDI である。

BDI は、次のように主張している。

- すべてのワンウェイ容器がリターナブルびんより環境負荷が低いとする明確なエコピランツの結果は出ていない。
- ドイツ包装政令が定めるデポジット額(1.5L 以下のワンウェイ容器: 50 ペニヒ 1.5L を超えるワンウェイ容器: 1DM) は他国の例と比較しても高すぎ、このようなデポジット金の徴収はドイツ経済に悪影響を与える。

以上の理由からドイツ政府は包装政令に定める強制デポジット制を完全に諦めるべきである。

ドイツミネラルウォーター組合

ドイツミネラルウォーター協会はドイツ国内のミネラルウォーター業界を代表する団体である。同組合は強制デポジット制発動に対して下記のような意見を表明している。

- 強制デポジット制の発動は特定の条件下で実施されるようすでにドイツ包装政令に定められていることなのだから、当該の事態に到った現在、議論の必要はない。すでに承知されていることである。
- したがって、予定通り実施することにドイツのミネラルウォーター業界は何等反対するものではない。
- 問題があるとすれば、強制デポジット制の導入により消費者市場が冷え込むようであれば問題である。

ドイツミネラルウォーター組合は、ドイツ国内のミネラルウォーター製造者のみが加入する団体である。

近年、ドイツのミネラルウォーター市場におけるワンウェイ容器の増加は、外国の大手ミネラルウォーターメーカー（例 エビアン、ボルビック等）が販売するワンウェイ容器製品の販売増に寄与するところが大きく、国内の製造者が販売する製品にはワンウェイ容器のものが少ないため、今回議論されている強制デポジット制はそれほど身に降りかかる問題ではないように捉えられているようである。

ビール醸造者組合

ドイツビール醸造者組合もドイツミネラルウォーター協会と同様に強制デポジット制の発動には明確な反対の立場をとっていない。

ドイツには我が国のキリンビールやアサヒビール等のような大きな市場占有率を取るメーカーは存在しない。

ドイツでは、半径 20～30km の小さな商圈を事業範囲とする中小規模のビールメーカーが 1,200 社余り存在する産業構造を有している。このため、缶ビール生産ラインを導入するための投資力と生産力があるビールメーカーは、最大手に属するピンディンググループやホルスタイングループ、ブラウンローネングループ等数社に限られると、ドイツビール醸造者連合会の Hansjoerg Bosch 氏は指摘する。

缶ビールの生産ラインは、1 時間当たり 5 万～6 万本の生産を月曜から土曜まで 24 時間フル稼働しないと投資を回収できず、採算が取れないとのことである。これを年間生産量にすると、140 万～170 万ヘクトリッターになる。

このような条件を満たすビールメーカーは、ドイツにはほとんど存在しない。

このため、缶ビールの売上増はドイツ国内の中小ビールメーカーにとって死活問題となる。

ドイツ国内のほとんどのビールメーカーは、伝統的なリターナブルびんのデポジットシステムが温存される場合のほうが存続に有利であると考えており、強制デポジット制がそのような条件を与える要因になれば反対する理由はない。

しかし、強制デポジット制が当初考えられていたようにリターナブル容器の保護ではなくワンウェイ容器飲料の拡大に貢献する可能性があるとは指摘されるようになったことで、ビール業界の姿勢は揺れ動いているようだ。

大手と中小の思惑が交錯し、とりあえず法律で決まっていることだから、いまさら反対する理由もないと消極的な態度を示している。

デュアル・システム・ドイツラント社(DSD)

ドイツ連邦カルテル庁は包装政令に基づき強制デポジット制が発動される場合を想定して、DSD に対し繰り返し事業参入禁止の判断を伝えている。

同様に EU 委員会もカルテル法に照らし同社によるデポジット付きワンウェイ容器の回収事業参入は違反であることを明確に示している。

このため、強制デポジット制が発動されると、DSD の事業対象容器が大幅に狭められ、缶やガラス、PET ボトル等の比較的付加価値の高い素材が大量に抜けてしまうため、再び存亡の危機に立たされるとの見方もある。

例えば、DSD の試算によれば、ガラスびんの 6 割が DSD の事業対象から外れてしまい、一方でリサイクルコストの高いプラスチックや複合素材、テトラパック等が、DSD のコンテナに残るとして経営面での危機感を募らせている。また、包装政令を改正し飲料分野のすべてのワンウェイ容器に対して強制デポジット制が実施された場合、その影響はさらに大きい。

したがって、DSD は、現在増えている缶及びワンウェイ PET ボトルを DSD が市街地に設置しているワンウェイガラスびん用のコンテナに併設することを提案している。

この場合、強制デポジット制の導入はなされないが、既存インフラを活用できるため、強制デポジット制を実施する場合よりも遥かに少ない投資コストで実施可能であり、なおかつ高水準のリサイクル率を保証できる最も現実的な解決になると DSD は主張している。

大手小売業とビールメーカー 2 社等による強制デポジット発動に対する差止め要求

包装政令に基づくワンウェイの飲料容器に対する強制デポジット制の発動を巡って、ドイツ連邦政府の動向が注目される 2000 年 11 月下旬、ドイツの流通業及び一部の飲料メーカーが発動の臨時差止めを、ベルリン行政裁判所に対して要求した。

訴えを起こしたのはドイツの大手流通業、アルディ、レーベ等の 6 社とビールメーカーのビットブルガー、カールスバーグの 2 社、それに容器メーカーの業界団体で、強制デポ

ジット制の発動は、飲料メーカー及び流通業にとって事業継続が危ぶまれるほどの経済的打撃を与えるものとして、法的な差止め措置の実施を要請するに到ったとしている。

これら企業及び団体の差止め要求は、連邦政府のデポジット制発動の意向に牽制球を投げるものであると同時に法的な対抗策をもって発動の阻止を狙うものである。

原告側はまた、連邦政府が官報に 1999 年のリターナブル容器率に関する調査結果を掲載することも差止める要求をしている。

彼らによればそれらの調査結果には、調査手法による統計誤差が含まれており単一の数値で表現できるものではないと主張している。また、このような数値に基づき権力行使すること自体が元来違法であると述べている。

市民団体

市民団体、環境 NGO ではいくつか意見が割れたが、明確にトリッティン環境相の強制デポジット制発動方針に賛成する団体は少ないようである。

多くの市民団体は、強制デポジット制よりも環境税の導入を支持している。

ドイツの代表的な環境 NGO BUND も同様に環境税の導入を提案している。

BUND

BUND の案は、すべての容器はワンウェイまたはリターナブルに拘らず製造された段階で税金を徴収するというもので、この税の負担を小さくするには繰り返し使用することが有効である。そのため、製造者及び販売者は製品価格に占める容器コストを回避しようとする経済的なインセンティブが働くことにより、リターナブル容器の利用が増加すると期待できると考えている。

ドイツ消費者連盟

また、ドイツ全国の 37 消費者団体を傘下に収めるドイツ消費者連盟も独自の環境税導入案を提示している。

ドイツ消費者連盟の案は、BUND 案と異なり、ワンウェイ容器を利用した飲料製品にのみ次のような課税を行おうとするものである。

- 国内製品：出荷時に出荷個数分のワンウェイ容器税をかける。
- 輸入品：輸入時に輸入個数分のワンウェイ容器税をかける。

ドイツではビール及び発泡酒に出荷個数・輸入個数に応じた税金がかけられており、この制度を一般の飲料にまで拡大する措置をドイツ消費者連盟は求めている。

ドイツ消費者連盟のテゲトホフ氏は、強制デポジット制の発動に対して反対する理由を次のように述べている。

強制デポジット制を導入した場合、次のような問題がある。

- 回収機（リバース・ベンディング・マシン）を利用しなければ実施できない制度であ

る。

- 回収機には 30～40 億 DM の大規模投資が必要である。
- 小売店におけるリターナブルびんとワンウェイ容器の両方のデポジットシステム共存はほとんど不可能である。ワンウェイ容器のデポジットシステムが確立してしまえば小売店は人手のかかるリターナブルびんのデポジット受付はやらなくなる。

このような問題を指摘した上でテゲトホフ氏は、回収機への大規模投資がリサイクル量の確保に対して十分有効な投資手段であると評価しにくいこと、結果的にワンウェイ容器のデポジットシステムがリターナブルびんのデポジットシステムを駆逐することにより、強制デポジット制はリターナブルびんの保護よりも衰退の要因になる可能性が高いとして、税金システムの導入が不可能である場合、次善の策は強制デポジット制ではなく、何もしないことであると述べている。

リユース同盟 (The Alliance for Reuse)

ドイツの代表的な環境 NGO 数団体が共同で結成するリユース同盟は、強制的なデポジット金の徴収に代えてエコピランツの結果に基づき比較的環境負荷の高い容器に対して税金を導入することを要求している。

税金レベルは現行の包装政令に定められるデポジット額と同様、0.5 リットル未満の容器に対し 0.5DM、1.5 リットルを超えるワンウェイ容器に対し 1 DM としている。また、実施時期についても具体的に 2001 年 7 月 1 日からと指定している。

彼らの提案では環境負荷に低い容器として分類された容器が市場全体の 71～74% 以下になった場合、課税を行うとしている。

この税制はエコピランツの環境負荷量によってリターナブル容器かワンウェイ容器かに拘らず環境面で負荷の少ない容器を区別し、そのカテゴリーに含まれる容器に対して目標値を設定する方式である。

連邦州

強制デポジット制発動に関する連邦州の環境大臣会議が連邦環境大臣のトリッティン氏も出席して 2000 年 10 月 25～26 日に開催された。

環境大臣会議で強制デポジット制発動を巡って話し合いが行われ、発動の是非について採決が行われた結果、16 州中 15 州が賛成を表明したことによって、今後の政策方針として強制デポジット制の発動が承認された。

但し、この会議の結果をもって直ちに強制デポジット制が発動されるのではなく、当面の間延期される見通しである。

ラインラントプファルツ州

唯一、反対にまわったのはマインツに州都を置くラインラントプファルツ州（環境大臣

Klaudia Martini 氏 SPD) である。

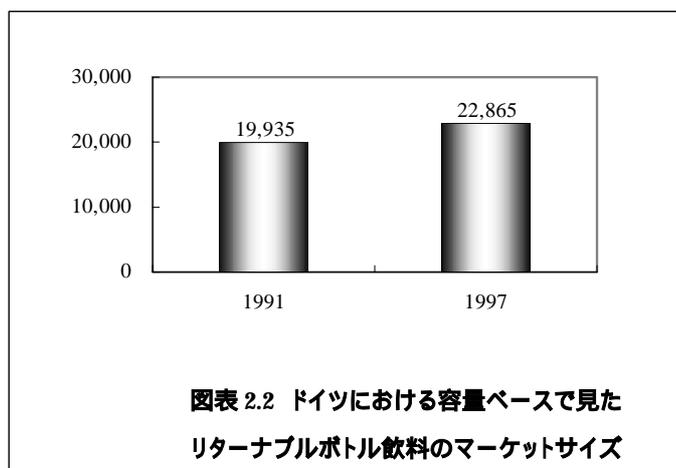
ラインラントプファルツ州が反対した理由は以下のようなものである。

強制デポジット制の発動は、現時点の調査結果にとらわれるのではなく、飲料全体に占めるリターナブル容器の容量を評価したらどうか。容量であれば 1991 年レベルを超えている(次図参照)。輸入品におけるワンウェイ容器比率が約 75%もあることを考慮しなければならない。

このような視点を導入することによって時間を稼いでおいて、今後発表されるワンウェイの PET ボトル等に関するエコビランツの結果も踏まえ、科学的な根拠に準じた経済効率のより優れた実行可能な方策を講じるべきだ。

現時点で強制デポジット制を導入するのはリターナブルボトルの保護という視点からも好ましい結果を生むとは考えられない。ドイツのリターナブル容器使用率は世界的に見てもまだ十分高い水準であり、特別な措置を講ずる段階には到っていない。

強制デポジット制の発動は国内でうまく回転しているリターナブルボトルのデポジットシステムの根幹を揺るがし、ワンウェイ容器を市場で強くする結果を生む可能性が高い。



図表 2.2 ドイツにおける容量ベースで見たリターナブルボトル飲料のマーケットサイズ

(単位:百万リットル)

容量比率においても 1991 年 1997 年 : 71.69% 71.34%とほとんど変化していない。

1.7 ドイツにおいて実施されている自主的デポジットシステムの現状

1.7.1 飲料容器の推移とその背景

ドイツではリターナブル容器は、Pfandflasche(デポジットボトル)または Leihflasche (ローンボトル)の表記がなされる。

ドイツでリターナブル容器として認められるにはデポジットを付けなければならないとする法的な規定はない。デポジットなしの「ローンボトル」(貸出ボトル)もまた包装政令

におけるリターナブルボトルの範疇に入る。

ドイツで使用されているリターナブル容器を下表に示す。

図表 2.3 ドイツにおけるリターナブルボトル及びクレート(リターナブルケース)

素 材	容 積 (リットル)	デポジット額(DM)	備 考
ガラス (白、緑、茶)	0.25 0.33 0.7 0.75 1.0 1.5	0.15 0.3 デポジットが全くな いものもある。	標準びん及び各社専 用びん
PET	1.0 1.5	0.3 0.5	標準化 PET ボトル
クレート (HDPE)	6 本用 12 本用	3.0 6.0	リターナブルびん用 運搬用ケース

ドイツのミネラルウォーター業界は6種類のデポジット付きガラスびんを使用している。

これらの容器は、一般消費者及びレストラン等業務用の両方の市場で使われている。

一方、最近増加傾向にある飲料におけるおもなワンウェイ容器を次表に示す。

図表 2.4 ドイツにおける主なワンウェイ飲料容器

素 材	容 積 (リットル)	備 考
ガラス (白、緑、茶)	0.25 0.33 0.7 0.75 1.0 1.5	非標準びん
PET	0.5 1.0 1.5	非標準 PET ボトル
紙 (アルミ箔付)	0.25 1.0	テトラパック
アルミ	0.33	飲料用缶
スチール	0.33	飲料用缶

ドイツの消費者は、飲料容器のリユースシステムを熟知しており、実際の返却率も十分に高い。

次にドイツミネラルウォーター市場におけるリターナブルボトルの回転状況を示す。

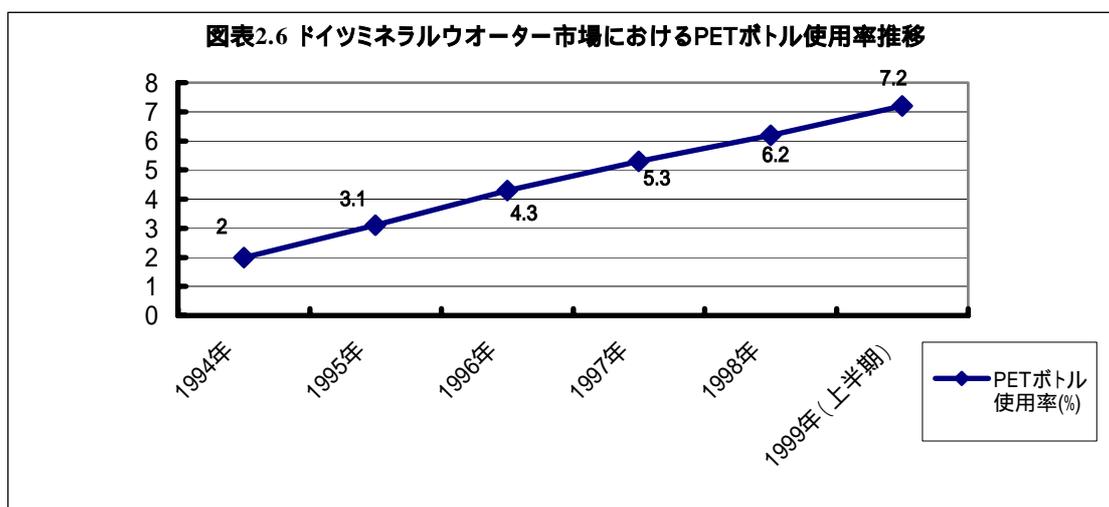
図表 2.5 ドイツ(国内)ミネラルウォーター業界におけるリユースシステムの現状

国内ミネラルウォーターにおけるリターナブルボトル使用率	...	91.2%
国内ミネラルウォーターにおけるワンウェイボトル使用率	...	8.8%
回転しているボトル数	...	15 億本
耐用回転数	...	40 ~ 50 回転
リターナブルボトルの返却率	...	99%
パールボトルのこれまでの生産総数	...	42 億本
回転しているプラスチッククレート	...	2.13 億個
プラスチッククレートの返却率	...	ほぼ 100%
回転している運搬用パレット	...	290 万枚
ピンの蓋の戻り率	...	90%
リユースシステムへの投資額	...	1 億 500 万 DM
ピン、クレート、パレットの交換費用	...	16 億 DM

(出所：ドイツミネラルウォーター組合 GDB 2000)

ミネラルウォーター市場における輸入製品の増加がドイツにおけるミネラルウォーターの容器事情に大きな変化をもたらしている。フランス等から輸入される国際的な大型ブランドのミネラルウォーター製品の多くが、ワンウェイ容器を使用しており、若者を中心に人気を集めている。

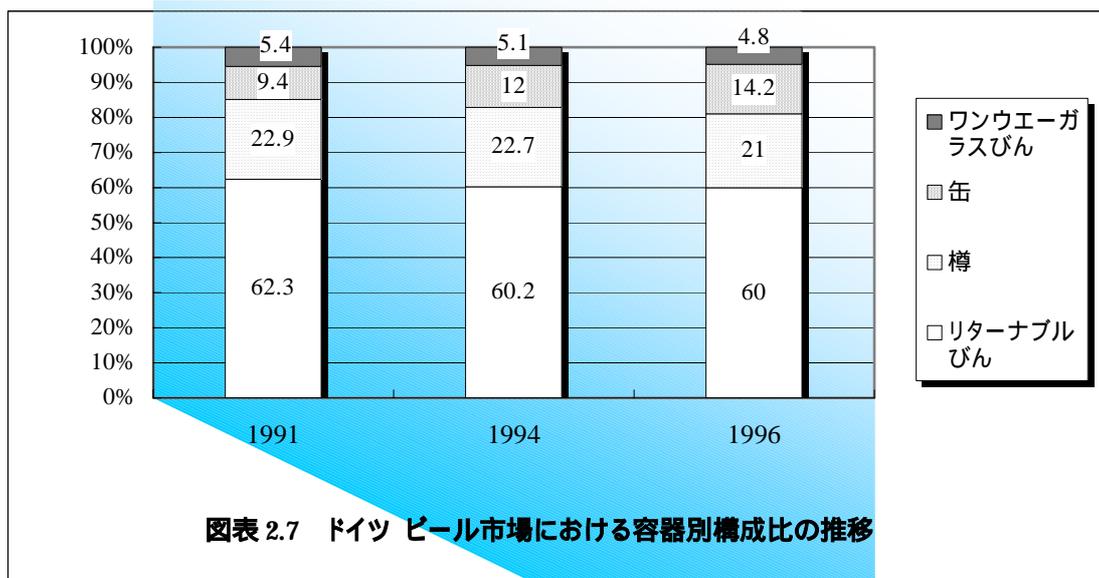
このような消費者ニーズの動向に対応してドイツ国内のミネラルウォーターメーカーも使用する容器をガラスびんから PET ボトルへとシフトさせている(次頁図参照)。但し、ドイツ国内のミネラルウォーターメーカーが使用する PET ボトルのほとんどがリターナブルボトルである。



(出所：ドイツミネラルウォーター協会 1999年報告書)

また、近年ドイツのビール市場においても容器事情に目立った変化が生じている。

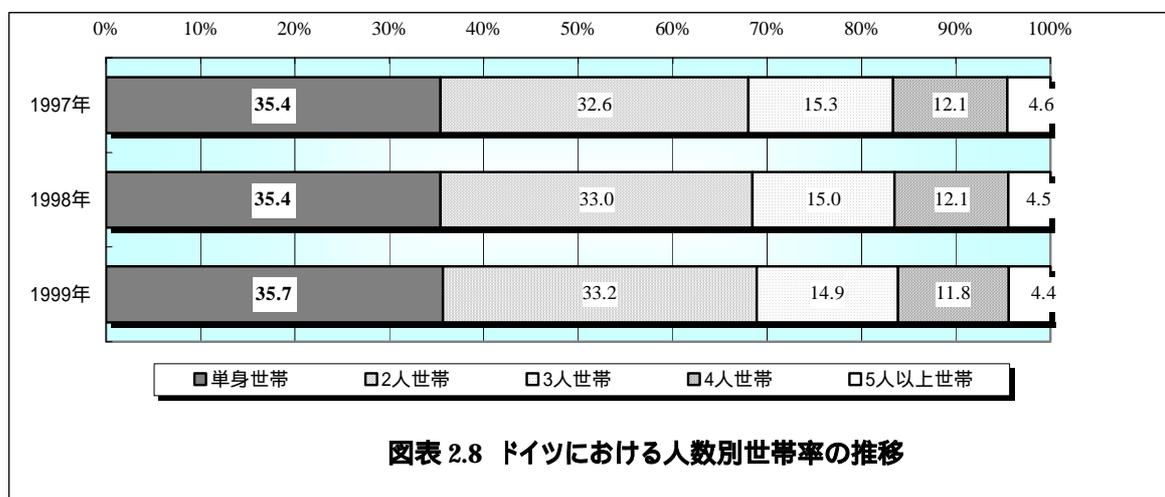
ドイツのビール市場は 1980 年代から徐々に縮小傾向(ビール年間一人当たり消費量：1983 年 148.7 リットル 1998 年 127.4 リットル)にあり、加えて外国からの輸入ビールが増加していることから、ビールメーカー各社は生き残りをかけて熾烈な競争を展開していると伝えられる。そのような市場環境のなか、ビール容器もまた顕著な変化を遂げている(下図)。



(出所：BAUM2000)

ビール業界において特に伸びが大きいのが缶である。これによって、飲料全体のリターナブル容器比率も下げ、強制デポジット発動問題にまで発展している。

ドイツでは近年、晩婚化、離婚率の上昇、少子化、高齢化等によって単身世帯比率及び少数家族が増加していることもこのようなワンウェイ容器飲料の購買増加につながっていると専門家は分析しており、こうした傾向が続く限り、ドイツにおける飲料容器は、脱ガラス、ワンウェイ化の方向へ進んでいくと考えられる。



1.7.2 伝統的デポジットシステムの仕組みについて

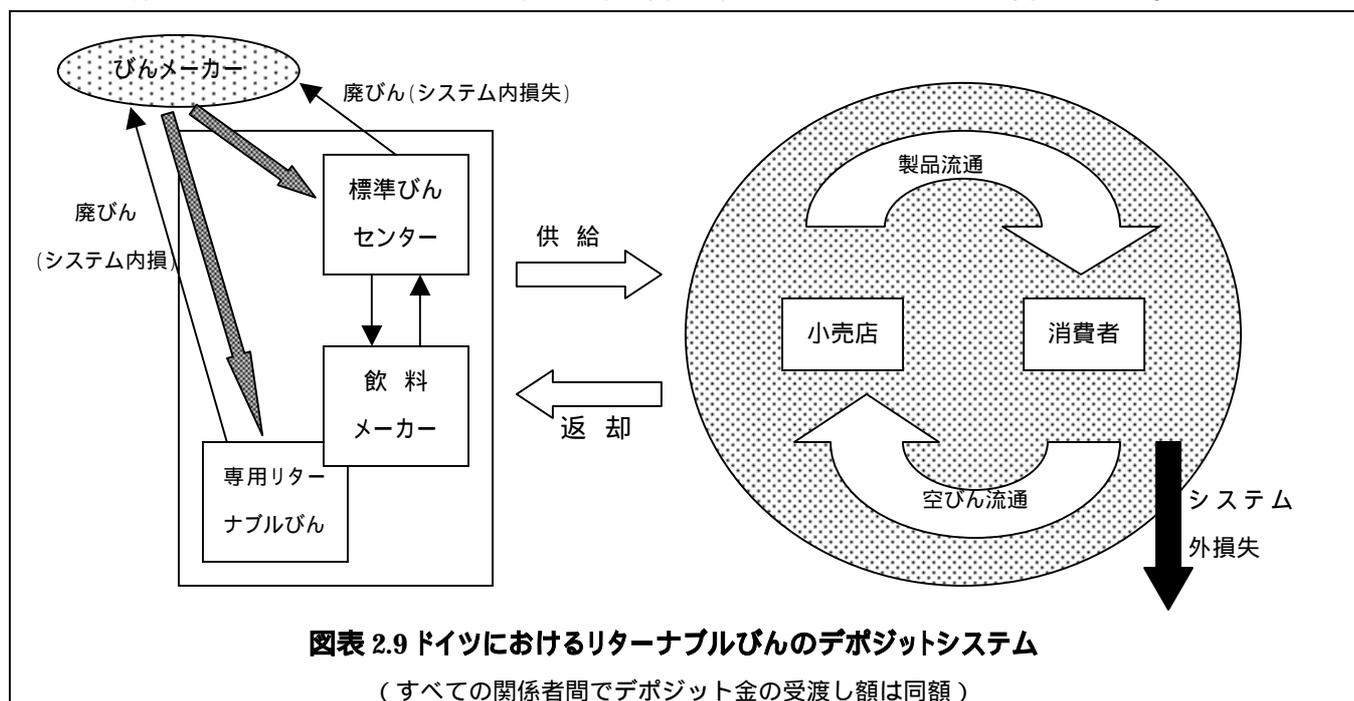
現在議論が進められているワンウェイ容器に対する強制デポジット制は、ドイツ・包装政令を法的根拠とするが、従来実施されてきたリターナブルボトルを繰り返し利用する伝統的なデポジットシステムには特段の法的根拠は存在しない。

強いて述べるならば、それは、製造業乃至は卸売業と小売業者、さらには消費者との民

法に基づく契約関係が存在し、システム全体はこれらの関係者間における契約関係に基づき成立している。

即ち、リターナブルボトルを受け渡しした当事者同士がその都度、次回の受け渡し時における契約関係に入る仕組みである。

下図は、飲料のリターナブルボトルが関係者の中でドイツにおける伝統的・自主的デポジットシステムにより回転している様子を示したものである。この仕組みは我が国において実施されているビールびんや一升びん等の自主的デポジットシステムと同じである。



次に、各関係者間の契約関係及びデポジットボトルの取扱に関する実態についてさらに詳しい説明を述べる。

1.8 小売業と消費者間のデポジットボトルに関する契約と実施状況

1.8.1 小売業者と消費者間の契約関係

小売業者と消費者間の契約関係は、ドイツ民法 BGB 第 433 条に基づく極めて一般的な売買証書に基づく契約である。即ち、その契約内容とは、消費者が小売業者に対して特定価格の代金を支払い、対価としての製品を得るとするものである。しかし、ここで問題なのは、デポジットボトルは返却可能であり、返却の際、いくら消費者に払い戻しがあるのかを予め知らせる必要があるということである。

このような要件に対応するため、小売店がデポジットボトル入り飲料を販売した場合、領収書には、中身の価格とは分けてボトル及びクレートに対応するデポジット額を表示し

ている。この金額は、消費者にとっては払い戻しを受けられる金額であるのと同時に小売店にとっては消費者がデポジットボトルを返却した場合、消費者に支払わなければならない金額である。

しかしながら、消費者は必ずしも商品を購入した小売店にデポジットボトルを返却するとは限らない。

ドイツでは通常、同じ製品を取り扱っている小売店は自店が販売したか否かに拘わらず、その引取・払戻に依っている。但し、同商品を取り扱っていない小売店は通常引取を拒否しており、その場合における小売店の引取責任は何ら問われるものではない。

1.8.2 小売店におけるデポジットボトルの引取状況

デポジットびんは、すべての関係者間において同額で引き渡しされる。そのため、デポジットびんの取扱数量が増えてもそれによって利益がもたらされることはない。

小売店の利益は中身の販売によってのみもたらされる。一方、デポジットボトルの返却数量が増えれば、常識的に考えて店内におけるデポジットボトルの引取・引渡しに要する取扱コストは増加する。特に、販売数量よりも返却数のほうが多い場合、デポジットボトルに要する管理コスト、経理的なオペレーション等の人件費は、中身の販売により得られた利益を薄める可能性がある。

しかしながら、ドイツの小売業は概ねこのようなケースに対して寛容に対応している。その理由は、ドイツにおけるコミュニティが安定しており、現実的にそれほど販売量と返却量に差が生じないこと、返却量が増加してもそれが同時に顧客の来店回数増加を意味しており販売量にも反映される場合が多い等の理由からである。

但し、デポジットボトル返却の受け入れ姿勢はそれぞれの小売店で異なる。

通常、ドイツの小売店は、デポジットボトルの引取を販売用のレジでは受け付けておらず、別の窓口で対応している。デポジットボトルの引取に対応して、返却が便利な店先に返却窓口を設置している店もあれば、返却するのに不便な場所まで持ち込まないと引取に応じない店（店の奥の狭い通路の突き当たりや一旦店を出て裏側に回らないと返却を受け付けられない店等）もあり、デポジットボトルに対する各小売店のポリシーはかなり異なっていることが窺える。

傾向としては郊外型の店舗面積が広い店では、（客へのサービス向上、来店機会の促進を目的として）デポジットボトルの引取を歓迎する構造になっている場合が多く、都市の中心街にあるスーパーや酒屋は比較的歓迎しない受け入れ態勢を取っているように思われる。

1.8.3 小売業及び問屋間におけるデポジットボトルに係る契約関係と実施状況

小売業と問屋または直販メーカー間におけるデポジットボトルに係る契約関係は、ドイツ民法 651 条に基づくものである。

この契約において問屋は飲料を配達し、小売業は納入された飲料の対価を支払う。この

時同時に、小売業は納品された飲料に利用されているデポジットボトルとデポジットクレートに対して問屋（または直販メーカー）にデポジット金を支払う。

ドイツの飲料小売業者に直接尋ねたところ、小売業が問屋または直販メーカーに発注するごとに、飲料の内容物及びデポジット容器に関する新しい契約が発生すると考えるとのことであった。契約実施の確認は問屋が小売店に手渡す納品書の受け渡しによってなされる。

なお、通常、問屋が小売店に飲料を納品する際、問屋は同時に小売店が消費者から引き取った空きびんを引き取る。その際、同種のデポジットボトルについて、納品量から引取量を差し引いた数量に応じた本数または個数分だけが、問屋の小売店に対する請求対象となる。

次に示す伝票は、問屋と小売店が商品の納品と空きボトルの返却を行う際に交換し合う納品書の一例(次頁)である(資料協力 Maruhn Getraenkeparadies, Darmstadt Germany)。

納品書のコピーを掲載

1.8.4 デPOSITボトルに対する関係者の責任

民法に基づいた契約関係により運用されるデPOSITシステムは、デPOSIT金そのものがデPOSITシステムチェーンにおける関係者に対して取扱責任、引渡し責任、引取責任を与える重要かつ実質的な要因として位置付けられている。

即ち、デPOSITシステムチェーンの関係者はそれぞれ、デPOSITボトルを受け取る際に、全く同額のデPOSIT金を支払わなければならない。また、デPOSITボトルを受け取った者は次の関係者に受け渡す際、デPOSIT金の払戻しを受ける権利がある。そしてデPOSITチェーンの次の関係者にそれを渡す責任が生じる（即ち、所有期間中には管理責任がある）。

つまり、デPOSIT金を支払って、ボトルを受け取った者は、デPOSITボトルに対する所有権をもつと同時にボトルに対する管理責任も負う。この管理責任とは、しかるべき管理をしなければ次の関係者に引き渡しする際、デPOSIT金の払戻しを受ける権利が失われる形になって現れる。即ち、破損や著しい汚れを付着させた場合、その者は次の関係者に引き渡す際、デPOSIT金を受け取る権利を失うことになり、一方、そのような状態になったボトルに対して次の関係者はデPOSIT金を支払う責任はない。

このように、デPOSITシステムにおける責任の構造は、デPOSIT金それ自体が決定的な役割を引き受けており、その意味において、デPOSITシステムにおける責任問題は、民法における契約関係をベースにして極めて現実的な方法によって構成されていると見ることが出来る。

1.8.5 強制デPOSIT制発動の際の伝統的デPOSITシステムへの影響予測

ドイツ現地において飲料を専門的に取り扱っている小売店（所謂、小売酒屋）の店主に強制デPOSIT制が発動された場合の影響について意見を聞いたが、彼らから戻ってくる返答は概ね楽観的なものであった。

現在それらの小売店にとってワンウェイ容器を利用した飲料製品は全体の販売数量から見れば1割程度しかなく、そのわずかな製品に対する別のデPOSITシステムが導入されるだけだと彼らは考えているようだ。即ち、全体の1割であるからその影響はそれほど大きくないと考えており、発動されてから考えればよいと思っている。

しかしながら、スーパーマーケットの取扱商品におけるワンウェイ容器飲料比率の増加と消費者の嗜好がワンウェイ容器飲料へと傾いた場合の両方が重なった時には、従来のリターナブルボトルシステムは存続を脅かされるほどの大きな影響を受ける可能性がある。まずは流通業の商品取扱傾向の変化に関する予測について述べる。

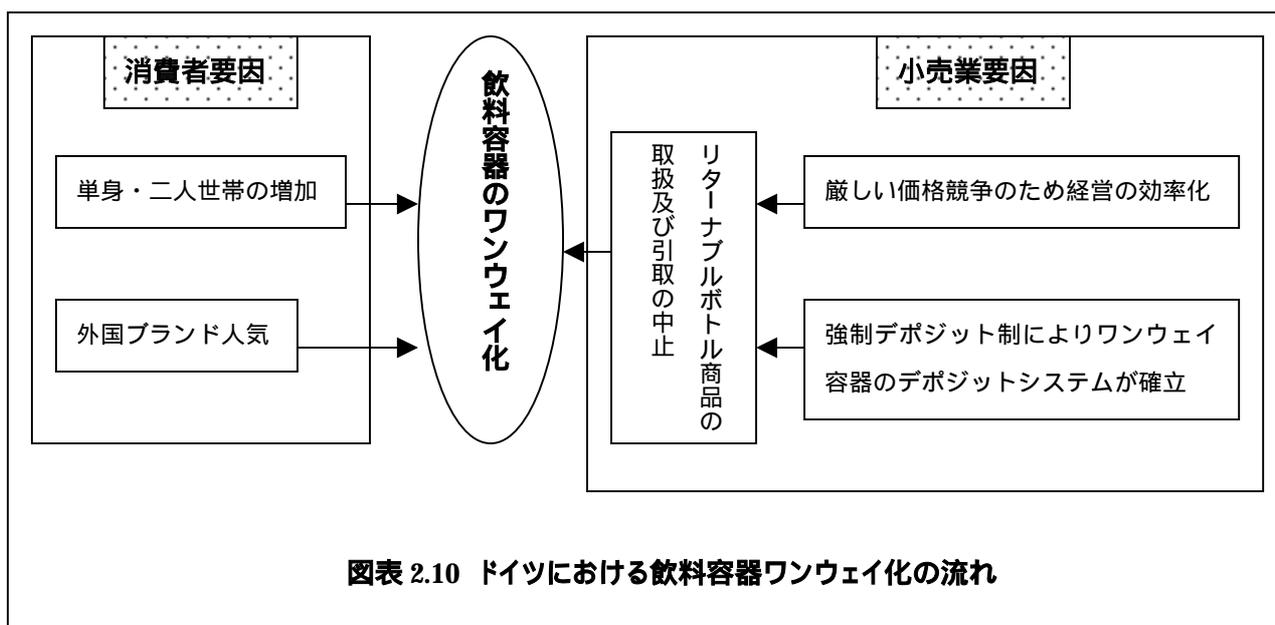
飲料専門店（小売酒屋等）は、伝統的なデPOSITシステムの運用を負担に感じていないと言っているが、スーパーマーケットは必ずしもデPOSITボトルの取扱を好んでいない。そうしたスーパーに「ワンウェイ容器回収機」（リバース・ベンディング・マシン）が設置された場合、人手のかからないそれらの回収機に依存する形で、伝統的なデPOSIT

ボトルの受付窓口を廃止しようとする傾向が出てきても不思議ではない。

ドイツにおいて急成長を遂げる大手スーパーマーケット・チェーン「アルディ」は、経営効率を追求するために、既にリターナブルボトルを利用した飲料の取扱を一切していない。このような競合相手が出てきている以上、その他の大手スーパーが同様の方針を採用することは十分考えられ、そのことをドイツ連邦政府も懸念していると伝えられる。

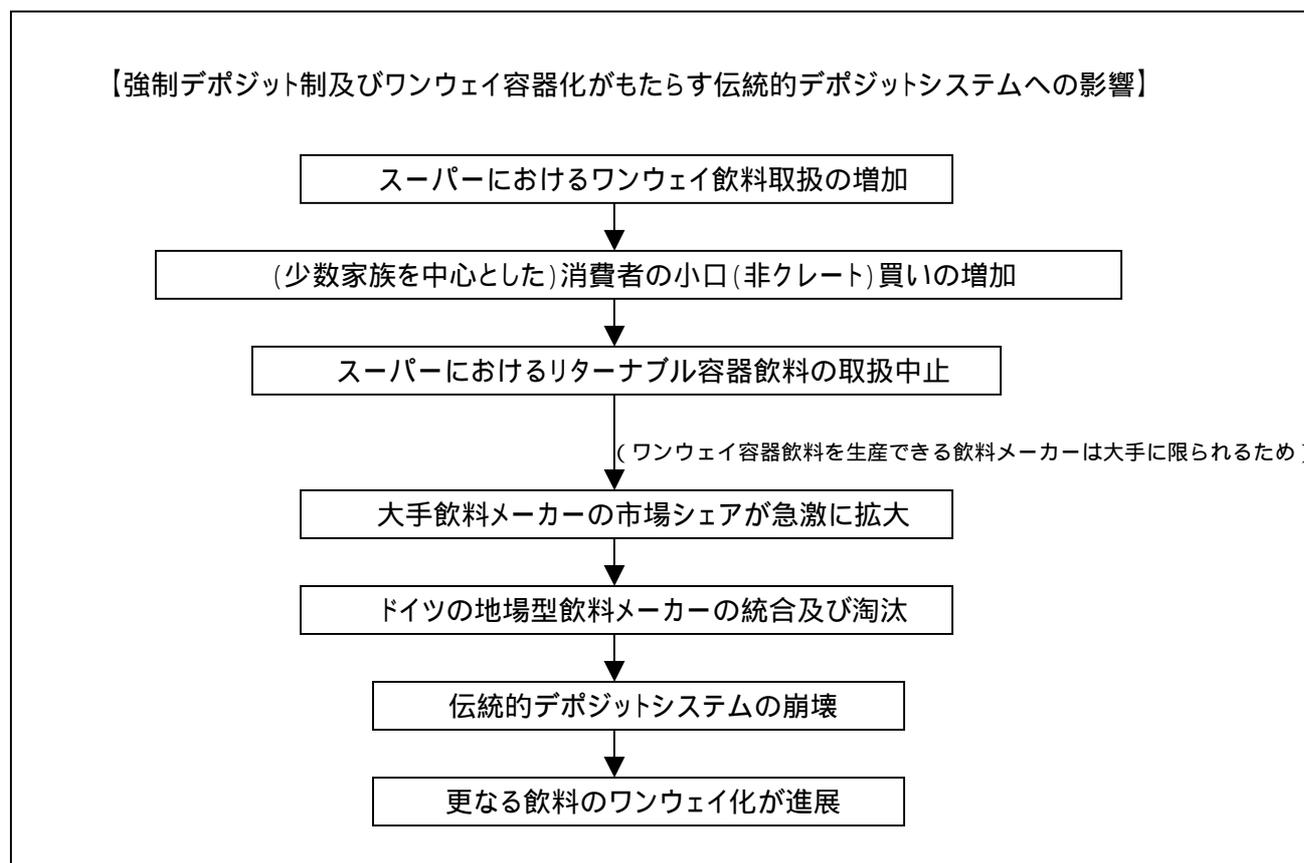
次に消費者の商品選択における変化の予測であるが、ドイツでは長期にわたって離婚率の増加、高齢化、少子化の傾向が続いており単身世帯及び2人世帯は増加の一途をたどっている。

デPOSITボトルは3人以上の普通世帯にクレート（運搬用のボックス）単位で購入されるケースが大半であるとされており、少数世帯はこれまでもワンウェイ容器飲料を多く購入する傾向があるため、このような時流に乗ってワンウェイ容器飲料が販売を大きく伸ばす可能性がある。



上記に示したような2つの流れが合流し、なおかつワンウェイ容器飲料に対する強制デポジット制が加わることによって、ドイツの飲料業界に多大な変化をもたらす可能性がある。

そして、それは次のような順序によって進むことが考えられる。



これは飽くまでいくつかの可能性のひとつであるが、こうした可能性に沿って進むことはドイツの現状から十分想定が可能である。

そしてこのシナリオから見てくるのはドイツの伝統的なデポジットシステムの崩壊であり、同時にこのような時流に乗り遅れたドイツの地場型飲料メーカー（その多くはビール及びミネラルウォーターのメーカー）と飲料専門小売業の淘汰であろう。

飲料市場におけるワンウェイ化の流れは一度始まってしまうと元には戻せない潮流を生み出す可能性が高い。

ドイツの環境 NGO や消費者団体、市民団体が強制デポジット制の発動が却ってワンウェイ化の流れに弾みをつけるものと懸念するのもこのような将来が予想されるためである。なお、後述するノルウェー及びスウェーデンのワンウェイ容器を対象としたデポジットシステムはこうした流れを押さえつけることなく、ワンウェイ容器に焦点を当て、それに対する最も効率的・効果的なリサイクルシステムを追及する考え方から生み出されたものと

考えることができる。

ノルウェー及びスウェーデンにおけるワンウェイ容器にデポジットを適用したリサイクルシステムに対するドイツの専門家の評価は非常に高いが、それらのシステムがドイツの伝統的なデポジットシステムと共存し難い点に問題があると彼らは指摘する。

2. スウェーデン

2.1 はじめに

1982年5月18日、スウェーデン議会は飲料のアルミ缶に関してEPR（拡大生産者責任）を基礎にしたアルミ缶リサイクル法を制定した。アルミ缶リサイクル法はビール及び清涼飲料等の飲料用アルミ缶に75%以上のリサイクル率を課した。この基準値を1985年末までに達成できなかった場合、飲料市場におけるアルミ缶の使用を禁止すると定めていた。

飲料業界の努力によって75%のリサイクル率は達成され、その後、目標値は90%に引き上げられており、現在もこの目標値の下に法の運営がなされている。

本報告書ではスウェーデンにおける飲料容器のリサイクルに関して、アルミ缶の場合に関して詳細に述べることにする。

ノルウェーの場合と異なり、スウェーデンでは、飲料用アルミ缶のリサイクルシステムと飲料用PETボトルのリサイクルシステムは、別々に設立された協会によって、それぞれ運営されており、このたびの現地調査では、アルミ缶リサイクル協会のみを訪問した。したがって、スウェーデンにおけるPETボトルに関してはその実績を述べる程度に留めるが、PETボトルに関してもアルミ缶リサイクルシステムと全く同様のシステムが運営されている。

2.2 ワンウェイ容器デポジットシステム導入の背景

1980年代初頭、スウェーデンでは9割以上の飲料が、リターナブル方式の標準びんを採用していた。そのような市場環境において、ビール及び清涼飲料の市場でワンウェイのアルミ缶を利用した飲料製品の発売が相次ぎ、販売を伸ばしていた。

従来のリターナブルびんの返却率が90%以上であるのに対して、アルミ缶のリサイクル率は60%足らずであった。

当時の環境省はそのようなワンウェイ容器の増加を環境面から好ましくないものと考え、1982年5月18日、飲料用アルミ缶に対してEPR（拡大生産者責任）をベースにしたアルミ缶リサイクル法を制定した。同法は1985年末までに75%以上のリサイクル率を達成しない場合、アルミ缶の使用を禁止するという厳しい内容が盛り込まれていた。ただし、同法にはこの目標値(基準値)をどのような手段で達成すべきかに関しては一切触れていなかった。

スウェーデン飲料業界は、自主的なデポジットやカーブサイドコレクション等を併用して基準値達成に向けて取り組んだが、結局、1985年末までにこの基準値を達成するには到らなかった。そこで、飲料業界は何とかアルミ缶の使用禁止を回避すべく、0.25SEKだったデポジット額を2倍の0.5SEKに値上げしたり、RVM（リバース・ベンディング・マシン）を増設したりすることによって、基準値達成に努力した。環境省にリサイクル率向上計画を提示することによって、辛うじて使用禁止措置の延期を取りつけてきたスウェーデン飲料業界は、1987年になってようやく基準値を達成することができた。

このような経験の中で、リサイクル率を短期間に引き上げ、高水準を維持するにはデポジットシステムの実施が最良の解決策であるとの結論に達し、スウェーデンにおけるワンウェイ容器のデポジットシステムが定着する結果となった。

その後 1993 年には世界最高のアルミ缶リサイクル率といわれた 91%を達成し、これ以降、アルミ缶リサイクル法の基準値も 90%に改定され、現在もこの基準値の下で法が実施されている。

2.3 アルミ缶リサイクル協会(RETURPACK)

アルミ缶リサイクル法の施行を受けてスウェーデンではアルミ缶リサイクル協会、RETURPACK (リチュールパック) が設立された。

RETURPACK は、スウェーデン全土におけるアルミ缶のデポジットシステムの運用を担っている。

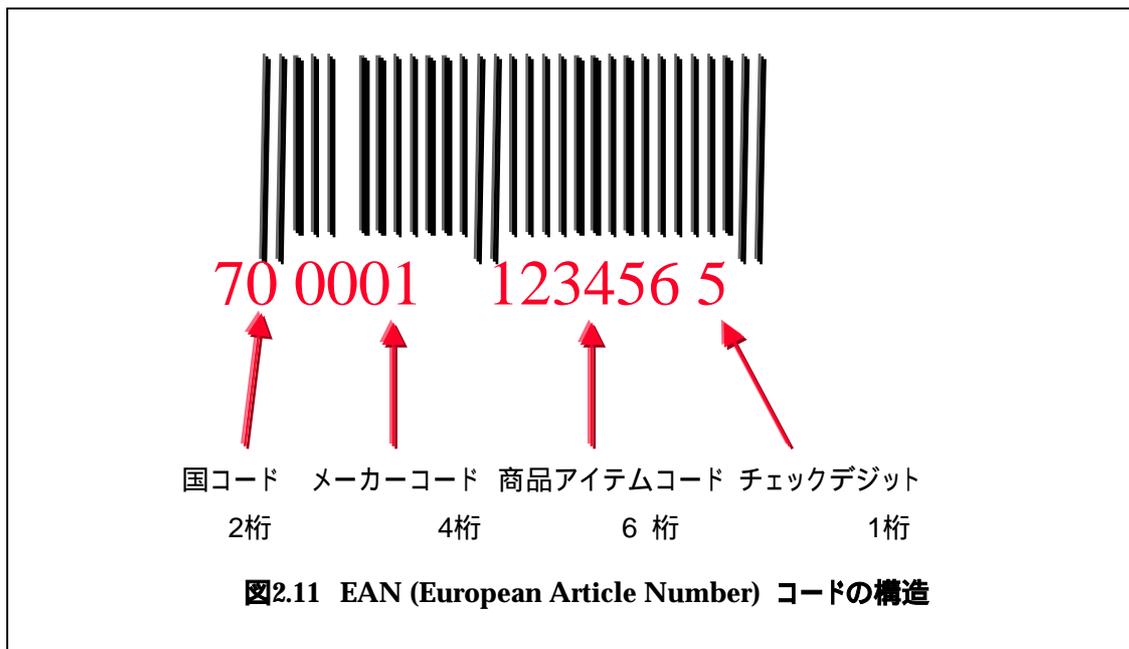
RETURPACK が実施するリサイクル事業は、スウェーデン法 1982 年第 349 法に基づきスウェーデン政府が発行する生産者責任実施のための認定第三者機関のための特別ライセンスに基づき実施されている。同時に、スウェーデンの飲料メーカー及び飲料輸入者は RETURPACK の事業に参加することが求められた。

RETURPACK の設立に対する出資は、飲料製造業 49%、アルミ缶製造業 49%、小売業 (Swedish Co-operative Union, Swedish Wholesale Society, D-Gruppen, Swedish Convenience Stores, Swedish Association of Retail Grocers)2%の割合でなされた。

2.4 飲料缶デポジットシステムの概要

スウェーデンにおける飲料缶のデポジットシステムは、次ページに拡大して示すとおり、商品についているバーコードである「EANコード」*をベースに構築されている(バーコードを読み取るようになったのは 1996 年以降)。

飲料メーカー及び輸入業者がアルミ缶を利用した飲料製品を発売する際、事前に RETURPACK に使用する EANコードを届け出て RETURPACK のデポジット製品データベースに登録されねばならない。

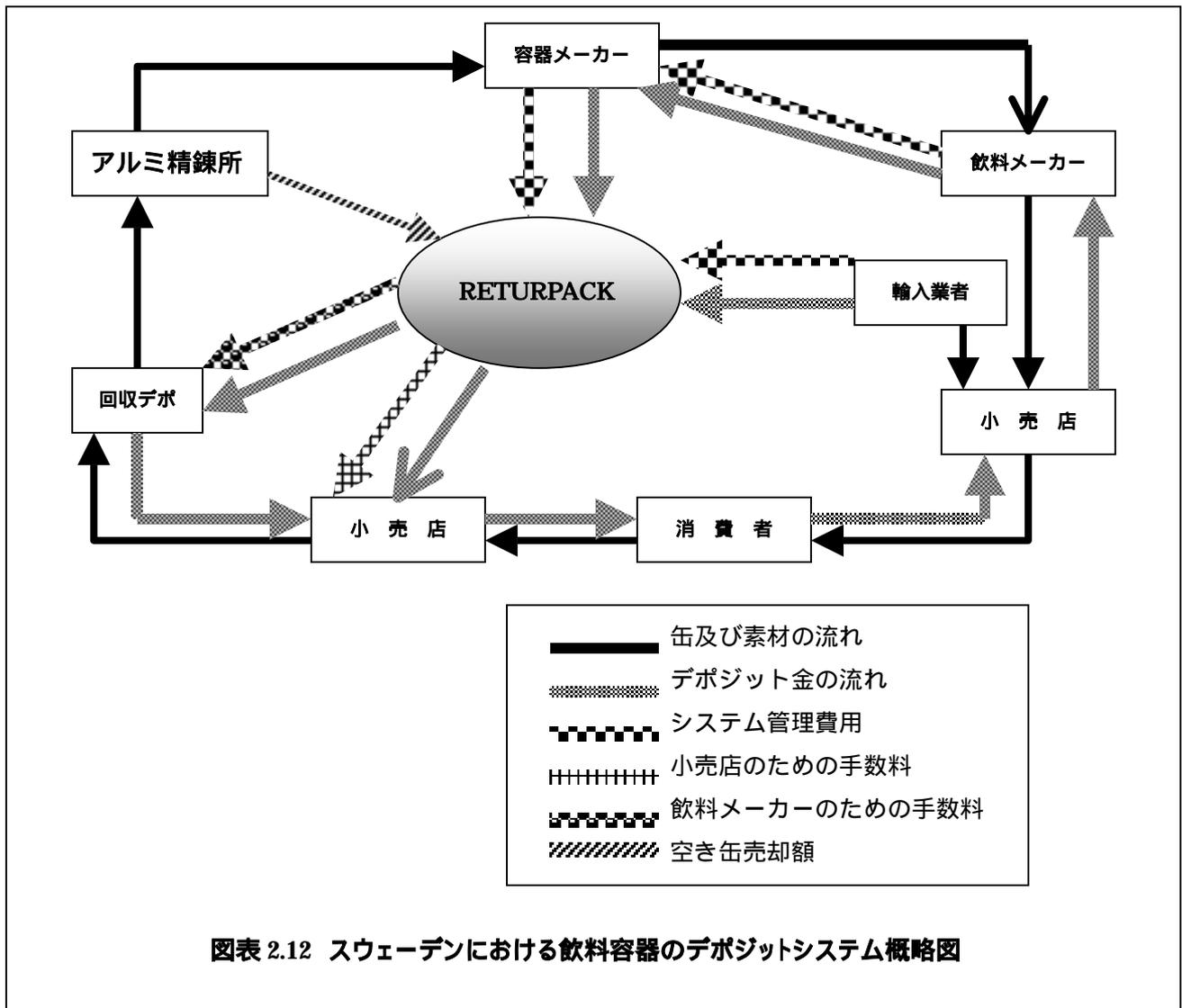


スウェーデンで販売される飲料製品は、使用する EAN コードと容器種類を、RETURPACK に登録申請されねばならない。未登録の飲料容器は後に説明するリバース・ベンディング・マシン(RVM 約 4,000 店舗に設置)及び小売店におけるマニュアル回収のいずれにおいても受け取りが拒否される。

スウェーデンの飲料容器におけるデポジットシステムの概略を次頁の図に示す。また、デポジットが適用されている飲料容器には次のようなものがある。

- 【スウェーデンにおけるデポジット適用飲料容器】
- ・アルミ缶 (ワンウェイ) デポジット : 0.5SEK
 - ・PET ボトル (ワンウェイ) デポジット : 小型 1SEK 大型 2SEK
 - ・ソフトドリンク及びビールのガラスびん (リターナブル) デポジット : 1SEK

ワインのガラスびんは、ほとんどすべてがワンウェイであり、自治体が設置した「イグロ」(Igloo) と呼ばれる回収コンテナによって収集されている。



上掲の概略図について説明する。

- 缶容器の供給者（缶メーカー、缶輸入者）はスウェーデン飲料缶リサイクル協会（RETURPACK）に対し缶の出荷量に応じたデポジット金とシステム管理コスト（1缶当たり合計で0.51SEK）を支払う。
- 飲料メーカーは、飲料缶を購入する際、同額のデポジット金とシステム管理コスト（1缶当たり合計で0.51SEK）を缶容器の供給者に支払う。
- 缶飲料をスウェーデンに輸入する輸入業者は輸入の際、スウェーデン政府（農業省）にデポジット金とシステム管理コスト（1缶当たり合計で0.545SEK）を支払う。スウェーデン政府はその資金をもとに同協会にデポジット金とシステム管理コストを支払う。
- 消費者が缶飲料を購入する際、0.5 SEK をデポジット金として支払う。このデポジット金は使用済み後、小売店に返却された際、消費者に全額が払い戻される。

- 小売店は消費者への払戻には、リバース・ベンディング・マシン（RVM）またはマニュアル受付で対応する（資料編 欧州現地調査写真資料参照）。
- RVM では投入された容器のEANコードが読み取られ、容器の素材・形状などが感知され、デPOSIT対象容器と確認された場合にのみ受け入れられて払戻金または金額に相当するクーポンが支払われる。
- それぞれのRVMは、RETURPACKのコンピュータ管理センターと回線で結ばれている。これによってセンターは各RVMの回収量を逐次把握することができ、回収のロジスティックスを効率的に運営することができる。
- マニュアル引取の小売店ではハンディスキャナーが用いられ缶容器のEANコードが読み取られる。
- いずれの場合においても缶容器に付いているEANコードをスキャンする必要があるため消費者は空き缶をつぶさず原形を保った形で小売店に持ち込まなければならない。
- 約4,000箇所に設置されたRVMによる引取、マニュアル引取のいずれの場合においてもデPOSIT対象容器であることが確認された場合にのみ払戻がなされ、個人輸入された飲料製品等デPOSIT対象容器でない製品にはデPOSITの払戻はなされない。
- マニュアル対応の場合、小売店は引き取った空き缶のEANコード（バーコード）をハンディスキャナーによってスキャンした後に、指定のビニール袋に入れ封印し、規定の返却ルートを通して、なおかつ決められた伝票を添付してRETURPACKへ返還しなければならない。この約束事が守られなかった場合、小売店は消費者に払い戻したデPOSIT金をRETURPACKから受け取ることができない。
- RVMの場合、空き缶は投入されると同時にバーコード(EANコード)により飲料メーカーを認識し、飲料メーカーごとに缶数をカウントし、さらに再投入防止と輸送効率化のために圧縮処理がなされる。消費者への払戻もRVMが行う。
- スウェーデンにおける各関係者に対して支払われる1缶当りの手数料は次のようになっている。
 - 小売店 0.11 SEK
 - 中身メーカー 0.058SEK
 - RETURPACK（アルミ缶リサイクル協会） 0.06 SEK
- RETURPACKが徴収する手数料は、システム全体の開発・監視、デPOSIT金の管理、消費者への啓蒙活動、協会の運営費等に使われる。

スウェーデンにおけるデPOSITシステムはスチール缶には適用されていない。スウェーデン国内の飲料製品にはスチール缶は利用されておらず、個人輸入された製品にのみスチール缶が利用されている場合がある。これらのスチール缶は自治体によって収集・処理される。

RETURPACKは、スチール缶の受付は一切していないが、デPOSIT対象外のアルミ缶に関しては、そ

れが海外からの個人輸入品などであっても、RVMまたはマニュアル引取で受け入れている。但し、これらのアルミ缶については消費者へのデポジット金の支払いはなく、また取り扱った小売店等への手数料の支払いも一切ない。

デポジット適用の飲料缶には、デポジット額を示す表記とともにスウェーデン環境省が設定したりサイクル可能(RETURBURK)を示すシンボルが表示されている。

2.5 飲料用アルミ缶のデポジットシステムの運営状況

RETURPACKの運営は、飲料メーカー(4名)、小売業組合(2名)、容器メーカー(4名)の代表者10名により組織される運営委員会によって決定される。

なお、実際の運営に当るフルタイムの職員はわずか3名である。このような少人数での運営はRVMとセンターを回線で結んだ独自のITネットワークの構築によって実現されている。

アルミ缶は、圧縮処理によってトラック1台で約100万の空き缶を効率的に輸送することが可能である。

回収される缶のRVMとマニュアル回収の内訳は、95:5である。

また、PETボトルはRVMとマニュアル回収の割合は60:40である。

すべての食料品取扱店は、デポジット付飲料容器の引取のために、RVMまたはハンドスキャナーを設置しなければならない義務がある。

RVM設置店舗は約4,000店。

2.6 静脈流通における生産者責任

RVMまたは小売店がマニュアル回収したデポジット付の飲料容器は飲料メーカーまたは卸売業に回収責任がある。

小売店に飲料製品を配荷した飲料メーカーまたは卸売業のトラックがこれらの容器を引取、使用済み容器回収デポまで運搬する。回収実施の必要性は、RETURPACKの管理センターがRVMからの発信情報または小売店からの連絡を受けて知ることができる。

各飲料メーカーまたは卸売業は、自社の販売量をベースに予めどれくらいの数量の容器を引き取るかについて、事前にRETURPACKと申し合わせておく。そして、この数量が原則としての引取義務量となる。

引取容器数量の把握は、RVMでは内臓カウンターを利用し、メーカーまたは卸が引き取る際に、引取数量を証明するプリントが出力され、それを持ち帰ることで引取量の証明になる。

小売店がマニュアル回収したアルミ缶の引取数量は、小売店に配布された指定の引取用ビニール袋(サック)が満杯になった時点で、小売店が識別できるバーコードのついたファスナー(シール)を用いて封印される。回収デポではそれぞれのサックごとに封が解かれ、スキャニング装置を通りぬける際に、デポジット対象容器の判別とともに数量がカウ

ントされる。これにより、飲料メーカーまたは卸売業がマニュアル引取の小売店から回収した飲料容器数量が把握されるのと同時に、マニュアル回収を行った小売店に支払われる手数料（アルミ缶1缶当り：0.11 SEK）の算出がなされる。

また、この数量把握によって使用済み容器を回収デポまで運搬した飲料メーカーまたは卸売業には運搬手数料（アルミ缶1缶当り：0.058SEK）が支払われる。

なお、回収デポに集められた圧縮済みのアルミ缶は、25万～30万個のアルミ缶を収容可能な大型コンテナに移されるか、または約1メートル四方の立方体のインゴット（300～400Kg）にされて、それぞれのリサイクル業者に引き取られ、リサイクルされる。

マニュアル回収用のサック（ビニール袋）もまた、サックメーカーが引き取ることによってほぼ100%のマテリアルリサイクルがなされているという。

2.7 スウェーデンにおける回収デポの所在地

使用済み飲料容器（アルミ缶及びPETボトル）の回収デポは下記の20箇所である。

図表 2.13 使用済み飲料容器回収デポの所在地

所在地	運営主体（飲料メーカー）
Halmstad	Appeltofftska
Haninge	Coca Cola
Skruv	Banco
Falkenberg	Falcon
Gaevle	Falcon
Umea	Falcon
Fors	Fors
Kolsva	Guttsta
Fagersta	Melings
Malmoe	Pripps
Vaexjoe	Propps
Goeteborg	Pripps
Skoevde	Pripps
Oerebro	Pripps
Karlstad	Pripps
Bromma	Pripps
Sundsvall	Pripps
Varby	Spendrups
Graengesberg	Spenderups
Abro	Vimmerby



が回収デポの所在地

2.8 手数料の支払い手続

飲料メーカーまたは卸売業は週単位で RETURPACK に回収量の証明書とともに請求書を送付する。

飲料メーカーの請求申告値の検証は、RETURPACK のコンピュータセンターとすべての RVM は回線で結ばれているため、それぞれの RVM が特定の期間に引き取った使用済み容器の数量を把握できるため簡単に照合し確かめることができる。

また、RVM による容器回収を行っている小売店への引取手数料（実質的には RVM コスト及び店舗使用料等）の支払いも RVM と RETURPACK センターとの通信結果をベースになされる。

マニュアル回収の小売店に関しては回収デポにおいて開封され容器数量をカウントした結果に基づき当該の小売店に手数料を支払うシステムとなっている。

以前は、小売店への手数料の支払いは飲料製品を小売店に届ける飲料メーカーまたは卸売業によって手渡しで支払われていたが、現在ではそれぞれの小売店の銀行口座に直接支払われるようになっている。

このような IT 技術をベースにした合理的なシステム運営によりスウェーデンの RETURPACK はわずか 3 名の正職員で運営が成り立っている。

2.9 リサイクル事業者

回収デポに集められた使用済みアルミ缶のリサイクルは下記の 2 箇所で実施されている。

【スウェーデン飲料用アルミ缶のリサイクル業者とその引取量】

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| ▪ Finspong アルミ精錬所（スウェーデン唯一のアルミ精錬施設） | 引取量年間 7,000 t |
| ▪ Alcan 株式会社（英国） | 引取量年間 7,000 t |

回収デポを運営するそれぞれの飲料メーカーは、上記のアルミ精錬施設とリサイクルに関する契約を結び、契約先のリサイクル施設に引渡し、リサイクル実施状況の確認を行う義務を負う。

但し、空き缶売却による収入は回収デポを運営する飲料メーカーの収入にはならず、全額が RETURPACK に入金される。時期によって変動するが概ね 1 缶当り約 0.1 SEK (スウェーデンクローネ) の収入になり、RETURPACK は年間で約 8 千万 SEK の収入を空き缶の売却によって得ているとのことである。この収入はそのまま RETURPACK の運営資金に当てられる。

2.10 RETURPACK の財政収支

RETURPACK はスウェーデンで年間約 9 億本販売される缶飲料の約 86% の空き缶を回収

しりサイクルしている。

RETURPACK は非営利団体であり、収入と支出は完全に等しく運営されねばならない。このような収支のバランスは、飲料メーカーから徴収するシステム運営管理費用を増減することで保たれている。このシステム管理費は最小の場合ゼロになる。

RETURPACK の収入及び支出には次表のようなものがある。

図表 2.14 スウェーデン RETURPACK のおもな収支

収入（総額：約 5 億 3 千万 SEK）	支出（総額：約 5 億 3 千万 SEK）
システム運営管理費（0.06 SEK / 1 缶）	システム運営管理費
払戻をしないデポジット費（約 10%）	普及・広報活動費
空き缶の売却額（約 0.1SEK / 1 缶）	使用済み容器運搬費
	小売店手数料
	飲料メーカー及び卸売業への手数料
	デポジット払戻金 等

2.11 飲料容器のデポジットシステムによる成果

2.11.1 アルミ缶デポジットシステムの成果

下図に示すごとく、スウェーデンでは年間約 9 億本のアルミ缶飲料が販売されており、国民一人当たり消費量にして年間約 95 本である。これは欧州では英国について 2 番目に高い缶飲料消費量である（英国：年間 138 本 / 人 出所 欧州飲料容器工業会 BCME）。

これら販売された飲料缶のうち 7 億 6 千万本がデポジットシステムにより回収されている。

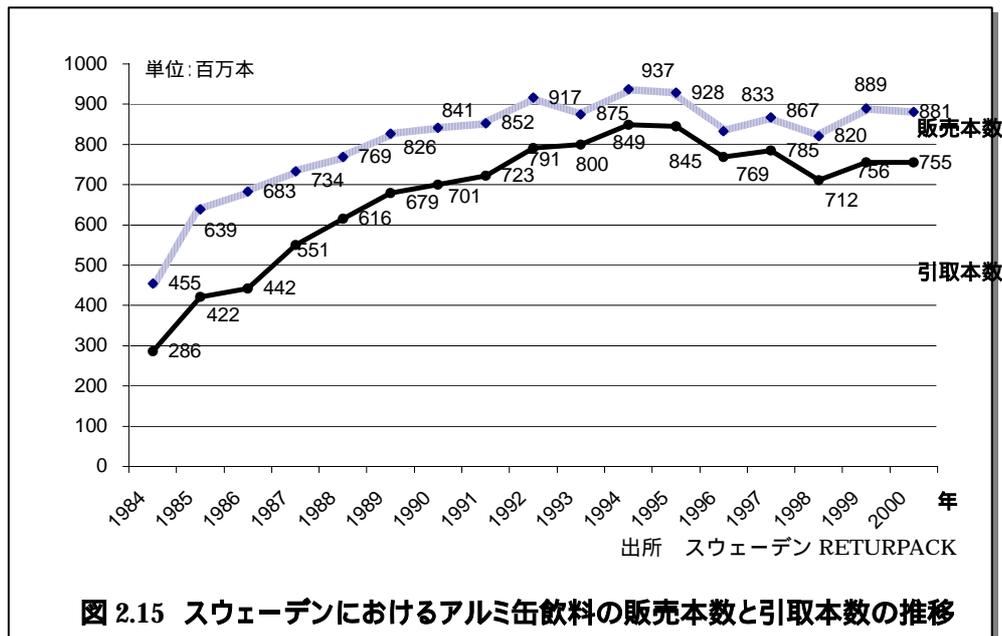
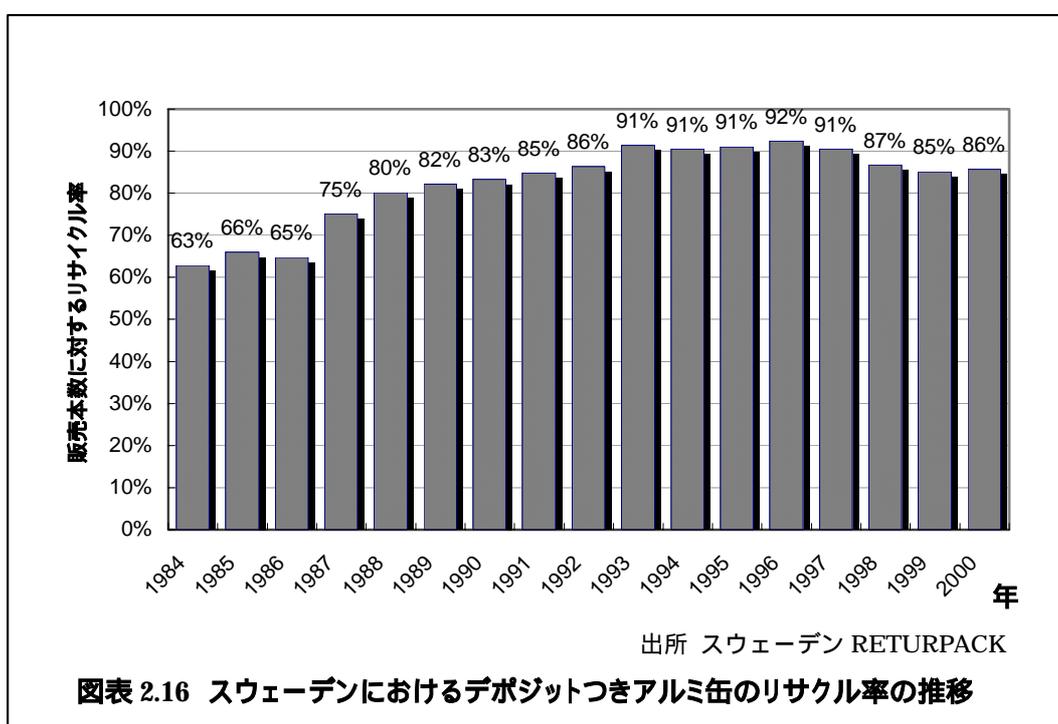


図 2.15 スウェーデンにおけるアルミ缶飲料の販売本数と引取本数の推移

RETURPACK によるデポジット付缶飲料の回収率は 90%前後を推移していたが、98 年以降 90%を割り込んでいる。この理由を RETURPACK ではデポジット額が小額であることを上げている。RETURPACK では回収率を 90%に引き上げるため、デポジット額を 0.5SEK から 1SEK に値上げしたいと考えているが、飲料メーカーの反対によって値上げができないと説明している。

スウェーデンではワンウェイ飲料容器の回収目標値を 90%としているためこのように目標値を割り込む年が今後とも続くようであれば政府が強制的にデポジット額の引き上げを命令する場合も考えられるとのことである。



RETURPACK では飲料缶のデポジットシステム導入の効果として散乱問題の解消も挙げている。リサイクル率が引き上げられたのと同時に使用済み容器の散乱が際立って少なくなったという。具体的な調査結果はないものの、現地視察によっても市街地、郊外のいずれにおいても使用済み飲料容器の散乱を目にすることがなかった。

RETURPACK では返却されない飲料缶に関してその多くは自治体が収集する家庭系ごみに混入していると推測する。家庭内で消費された缶ビール等が、デポジット額が小額のため、消費者が小売店まで返却する手間を惜しんで自治体の収集するごみ箱に入れてしまうのではないかと考えている。

こうした理由から RETURPACK ではデポジット額の引き上げを提案している。

2.10.2 PET ボトルデポジットシステムの成果

PET ボトル飲料においてもアルミ缶飲料と同様のデポジットシステムが 1994 年以来、RETURPACK-PET によって実施されている。

スウェーデンにおける PET ボトル飲料の概要を示す。

図表 2.17 スウェーデン PET ボトルデポジットシステムの概要

- ・ 強制デポジット制の法的根拠：スウェーデン法 1991 年第 336 法
- ・ PET ボトル飲料販売量：2 億 5 千万本（年間）
- ・ PET ボトルのサイズ：250ml ~ 3l
- ・ リサイクル方法：マテリアルリサイクル
（フリースウエア、車の内装、化繊綿、3 層 PET ボトルの中間層等）
- ・ リサイクル目標値：90%（スウェーデン法 1991 年第 336 法）
- ・ デポジット額：小型 PET ボトル 1SEK 大型 PET ボトル 2SEK

デポジットシステム実施による PET ボトルリサイクルの実績は下図のようであり、法律が要求する目標値に到達していない。

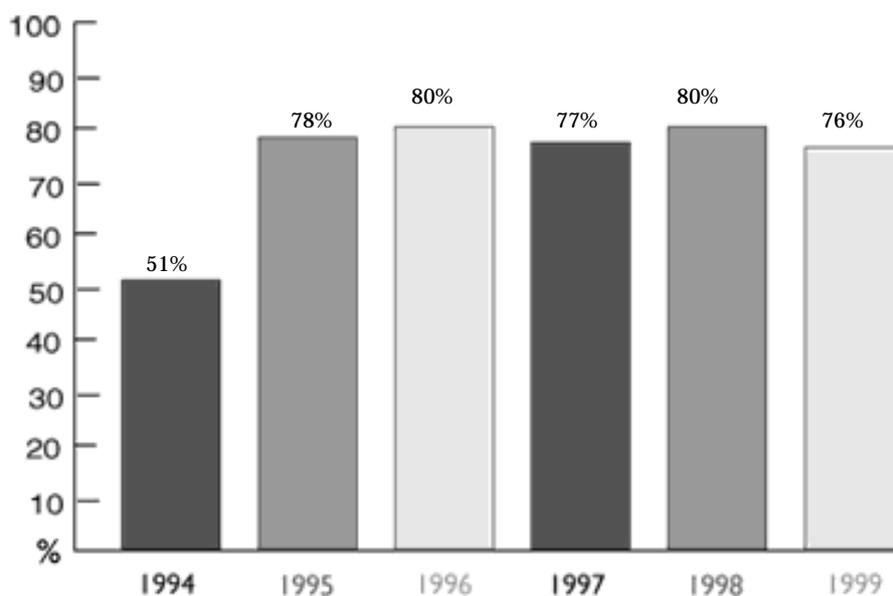


図 2.18 スウェーデンデポジットシステムによる PET ボトルのリサイクル率の推移
出所：スウェーデン RETURPACK-PET

リサイクル率が目標値に達さない理由として、RETURPACK-PET は、夏場の大量消費時期における回収率の低下を挙げている。特にリゾート地におけるアウトドア消費の際、公園等のごみ箱への廃棄量が増加し、回収率が低下するとのことである。

同協会では夏場のアウトドア消費における回収率の向上が今後の目標達成の鍵としており、夏季における特別キャンペーンを実施してリサイクルの向上に努めている。

スウェーデンではほとんどすべてのスーパーマーケットがRVMを設置している。RVMではワンウェイ飲料容器のほか、リターナブルボトルの引取も行っている。スウェーデンにおいても従来からリターナブルボトルの引取が実施されていたため、省力化、省スペース化ができるRVMは歓迎されているようであり、設置場所も店頭付近の最も良い場所を使用している場合が多い。

スーパーマーケット店主によれば、RVMの設置台数、設置場所の良し悪しが、来客数を決めるとするほどに店舗にとって重要な存在になっているとのことである。

したがって、デポジットシステム実施に関わる設置スペースや運営コスト等、小売店の経済的・管理的負荷に係る否定的な意見は全く聞かれなかった。むしろ、容器を返却に来た顧客にデポジットの払戻しに加えて店内商品の値引クーポン券を発行して販売促進を図るなど、デポジットシステムを営業面でも積極的に利用していくようなスタンスが多く見受けられた。



**スウェーデン・ストックホルム郊外の
大型スーパーマーケット**

入り口付近のゆったりとしたスペースに設置されたリサイクルコーナー。奥に見えるのがRVM。手前には古新聞、繊維製品等の引取口も設置されている。

RVMのバックスペース

リターナブルびんの保管スペースに比較してコンパクトなスペースになっている。



図 2.19 スウェーデンの店舗におけるデポジット容器の引取現場

3. ノルウェー

3.1 はじめに

ノルウェーにおける飲料容器のデポジットシステムも、スウェーデンの場合と同様、法的義務に基づく強制デポジット制ではない。自主的に実施されるデポジットシステムであるが、その特色として、背景に飲料のワンウェイ容器に対する特別な税制が存在することが挙げられる。

従来、ワンウェイの飲料缶及びPETボトルに課される税金はそれぞれ1容器当り4NRK、2NRKであったが、そうした税制下においてワンウェイ容器飲料はリターナブルびん飲料と競合することは極めて困難であった。

しかしながら、EU包装指令の制定を契機にノルウェー国内の容器政策の見直しが促されたこと（とりわけ、高額の一ウェイ容器税は貿易障壁の疑義がかけられていた）、消費者ニーズの変化や隣国スウェーデンにおけるワンウェイ飲料容器のリサイクルシステムの成功を受けて、ノルウェーの飲料メーカー及び小売業はノルウェー政府との協議を行い、産業界が自主的努力によって達成した容器のリサイクル率に応じてワンウェイ容器の税額が変化する「可変税」の導入が決定した。

可変税はリサイクル率の増加によって税額が反比例して減額される制度である。

この可変税の導入により、産業界の自主的努力によってワンウェイ容器飲料をリターナブルびん飲料とほぼ同等のコストで消費者に提供する道が開かれた。

ノルウェー産業界は隣国スウェーデンの実施状況を見て、RVMの設置等の環境が整備されれば、直ちに90%程度のリサイクル率を達成できることを確信していたという。

したがって、産業界は躊躇なく高額な投資を要する約2,000台のRVMを一時期に集中して導入すると同時に、可変税導入の1999年5月、一気に多くのワンウェイ容器飲料の新製品を市場に投入した。

リサイクル率は飛躍的に伸び、実施後約半年後には、ノルウェー環境省公認のリサイクル率が、飲料缶85%、PETボトル90%に達し、可変税も低い水準に抑えられるのと同時に、飲料市場におけるワンウェイ容器製品が大幅に売上を伸ばし、ノルウェー飲料業界及び小売業界は、経済面でも大きな収穫を得たと喜んでいる。

このように、ノルウェーのデポジットシステムはかなり大胆な経済的手法の上に成り立つ自主的なデポジットシステムである。

3.2 ワンウェイ飲料容器に対する税制

ノルウェーにおける飲料用ワンウェイ容器に対する税額は下表のように変化した。

図表 2.20 ノルウェーにおける飲料用ワンウェイ容器に対する税額

1999年4月以前		1999年5月以後	
飲料缶		飲料缶(1缶当り)	
飲料用1缶当り	一律 4NRK	基本税	0.81NRK
PET ボトル		可変税	0.0 ~ 4.81NRK
飲料用1PET ボトル当り	一律 2NRK	PET ボトル(1本当り)	
		基本税	0.81NRK
		可変税	0.0 ~ 3.21NRK

3.2.1 ワンウェイ飲料容器可変税導入の背景

1993年12月に制定された飲料容器リサイクル法では、次のような規定がなされていた。

ワンウェイ容器に関して、利用の抑制及びリターナブルボトルの保護の目的により、飲料缶及びPETボトルに対してそれぞれ1容器当り4NRK、2NRKの課税を行う。

リターナブル容器に関しては、販売店に対し引取責任を課し、年間販売量に対する返却率が95%を下回った場合、1飲料製品当り最大4NRK*の課税を行う。

(*返却率95%を下回った場合の1本当り課税額の計算式：1本当り課税額 = (100% - 返却率(%)) × 4NRK)

上記の2つの規定に対して、EUから貿易障壁に該当する疑いありとの指摘がなされ、見直しの要請がなされた。また、EU包装指令が1994年7月に制定されたことを受けて、ノルウェーにおける飲料容器リサイクル法の見直し論議が高まった。

同法見直しのために、1995年ノルウェー環境省は、農林水産省、財務省、労働省、飲料業界を召集して、法改正のための検討委員会を設置し検討を重ねてきた。

3年越しの議論を経て、得られた結論は次のようであった。

飲料市場を開放し自由競争を促進すべくワンウェイ容器に対してもリサイクル率に応じた減税がなされる税制を導入すべきである。

隣国スウェーデンにおいて高い実績を上げている飲料用ワンウェイ容器のリサイクルシステムを手本としワンウェイ容器のためのリターンシステムを飲料製造業及び小売業がイニシアチブを取って構築する。

なお、この判断を下した背景には、スウェーデン方式の飲料容器リサイクルシステムを用いることで、その効率性の高さから経済面及び環境面の両面においてリターナブルびんと比較しても遜色がないとの評価があったとのことである。

以上のような背景によって、1999年5月に導入されたワンウェイ飲料容器に対する税制に関して、以下に記す。

3.2 ワンウェイ飲料容器に対する税制

ノルウェーにおける飲料用ワンウェイ容器に対する税額は下表のように変化した。

図表 2.21 ノルウェーにおける飲料用ワンウェイ容器に対する税額

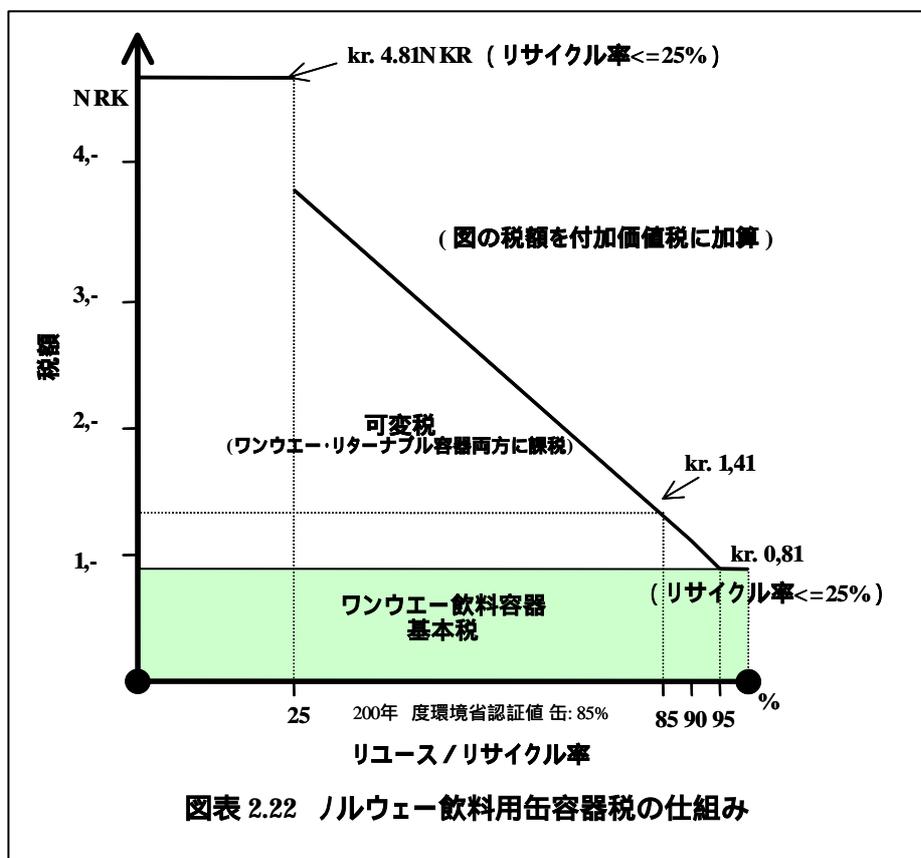
1999年4月以前		1999年5月以後	
飲料缶		飲料缶 (1缶当り)	
飲料用1缶当り	一律 4NRK	基本税	0.81NRK
PET ボトル		可変税	0.0 ~ 4.81NRK
飲料用1PETボトル当り	一律 2NRK	PET ボトル (1本当り)	
		基本税	0.81NRK
		可変税	0.0 ~ 3.21NRK

なお、1999年5月以降に適用されているワンウェイ飲料容器に対する税額について、缶及びPETボトル別に図化したものを以下に示す。

3.2.1 ワンウェイ飲料缶に対する税制

ノルウェーにおけるワンウェイ飲料容器に対する課税制度（可変税）は缶容器及びPETボトルでそれぞれ別に定められている。

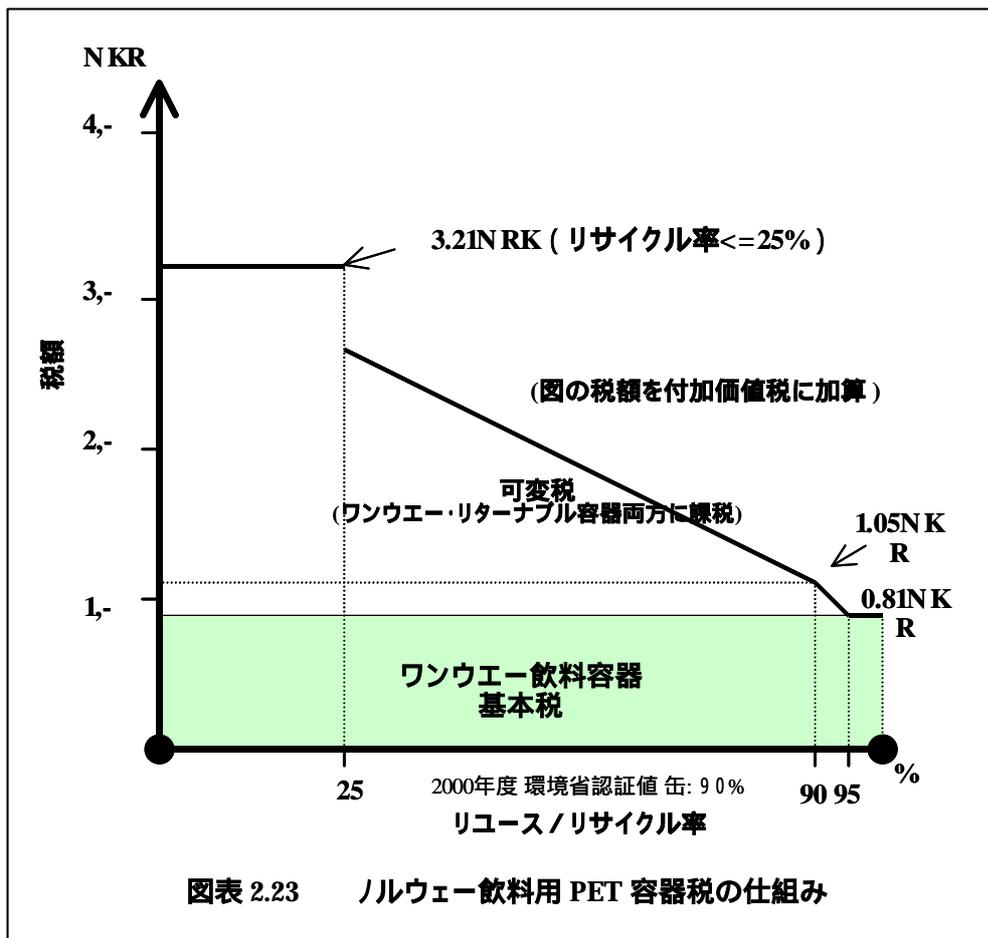
下図に示すのは飲料缶における税制である。



- すべてのワンウェイ飲料容器にワンウェイ飲料容器基本税(0.81NRK/1容器)がかかる。
- 飲料用ワンウェイ缶には、ワンウェイ飲料容器基本税に加えて飲料缶可変税が課税される。可変税はリサイクル率が向上すると減税される。即ち、可変税には、飲料容器のリサイクルを向上させるインセンティブが仕組みられている。
- 缶容器の場合は、最大 4.81NRK から最小 0NRK までの範囲である。
- 2000 年度におけるノルウェー環境省公認のリサイクル率は 85%であったため、可変税分は 0.6NRK であった。
- なお、その後 2000 年以内に飲料缶のリサイクル率が 95%に達したため、2001 年以後、可変税は 0NRK となった。

3.2.2 ワンウェイ飲料用 PET ボトルに対する税制

次にワンウェイ飲料用 PET ボトルに対する税制を図示する。



- ・すべてのワンウェイ飲料用容器には、ワンウェイ飲料容器基本税（0.81NRK/1容器）がかかる。ワンウェイ PET ボトルにも同様の基本税が課される。
- ・すべてのワンウェイ PET ボトル飲料容器に対しても飲料容器可変税が基本税に加えて課税される。可変税はリサイクル率が向上すると減税され、ワンウェイ PET ボトル容器の場合は、0NRK ~ 2.4NRK の範囲である。
- ・2000 年度におけるノルウェー環境省公認のリサイクル率は 90%であったため、可変税分は 1.05NRK であった。
- ・なお、その後 2000 年内に PET ボトルのリサイクル率が 95%に達したため、2001 年以後、可変税は 0NRK となった。

3.3 ノルウェー飲料容器リサイクル協会 RESirk（レシルク）

ノルウェーでは EU 包装指令が 1994 年に制定されたのを契機にそれまでであった容器包装法の見直しが検討されるようになった。

ノルウェーには 40 年来実施されてきたリターナブルびんのデポジットシステムがあり、ノルウェー環境省はこのようリターナブルびんの保護に力を入れていた。

そのような政策が最も強く反映していたのが、ワンウェイ飲料容器を対象に高額な税を課すワンウェイ飲料容器税である。

ワンウェイ飲料容器に関する政府と産業界の協議は 1989 年から行われてきたが、EU 包装指令が制定された 1994 年以降一層議論が盛り上がり、RESirk はワンウェイ飲料容器の効率的なリサイクル実施のための実証期間として 1995 年に設置された。

特に、隣国スウェーデンにおけるワンウェイ飲料容器リサイクルの成功を視野に、同様のリサイクルシステムの導入を検討するために RESirk は設置された。

その後、政府と産業界が、先述した可変税の導入に合意し、1999 年 5 月からスウェーデンモデルのデポジットシステムを本格的に実施する主体として RESirk が機能し始めた。

3.4 RESirk の組織概要

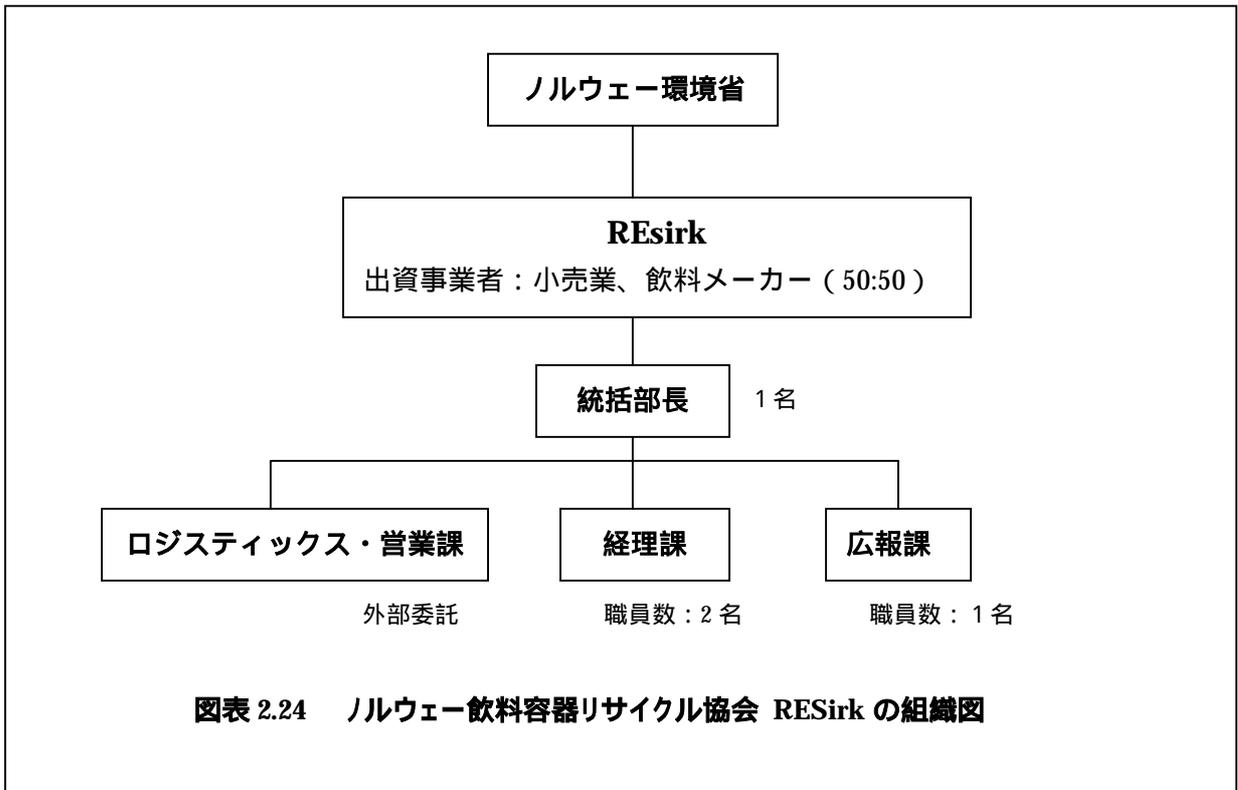
RESirk の組織概要を次の図に示す。

RESirk の場合、スウェーデンの RETURPACK と違い、飲料用のガラスびん、缶、PET ボトルをひとつの団体ですべて管理している。

RETURPACK は、飲料メーカー及び小売業が半分ずつ出資し設立された。

組織運営はこれらの関係団体に加え、運送業及びガラス容器製造業、RVM を供給する機械メーカー（ノルウェー TOMRA 社）が運営委員会に参加し、運営が実施されている。

スウェーデンの RETURPACK 同様、RESirk も RVM（約 2,200 台を設置）を利用し IT ネットワークを利用することで統括部長を含め、わずか 4 名の正職員で運営が成り立っている。



経理課の仕事は、容器数量及びデポジット金の管理、システム運営関係者への手数料の支払い、素材の売却収入の管理等を行っている。

広報課は RESirk が運営するリサイクルシステムに関する小売業及び消費者に対する広報活動の実施、小売店や消費者からの問合せへの対応、小売店の指導、各種メディアを利用した広報活動の実施等を行っている。

3.5 飲料容器デポジットシステムの概要

3.5.1 デポジット対象容器

デポジット対象容器には、次のような容器が含まれる。

- 【ノルウェーにおけるデポジット対象容器】
- ・ ソフトドリンク用 PET ボトル（ワンウェイ容器、リターナブル容器）
 - ・ ソフトドリンク用及びビール用缶容器（スチール製、アルミ製 ワンウェイ容器）
 - ・ ソフトドリンク用及びビール用ガラスびん容器（リターナブル容器）
 - ・ リターナブルガラスびん用クレート（リターナブル容器）

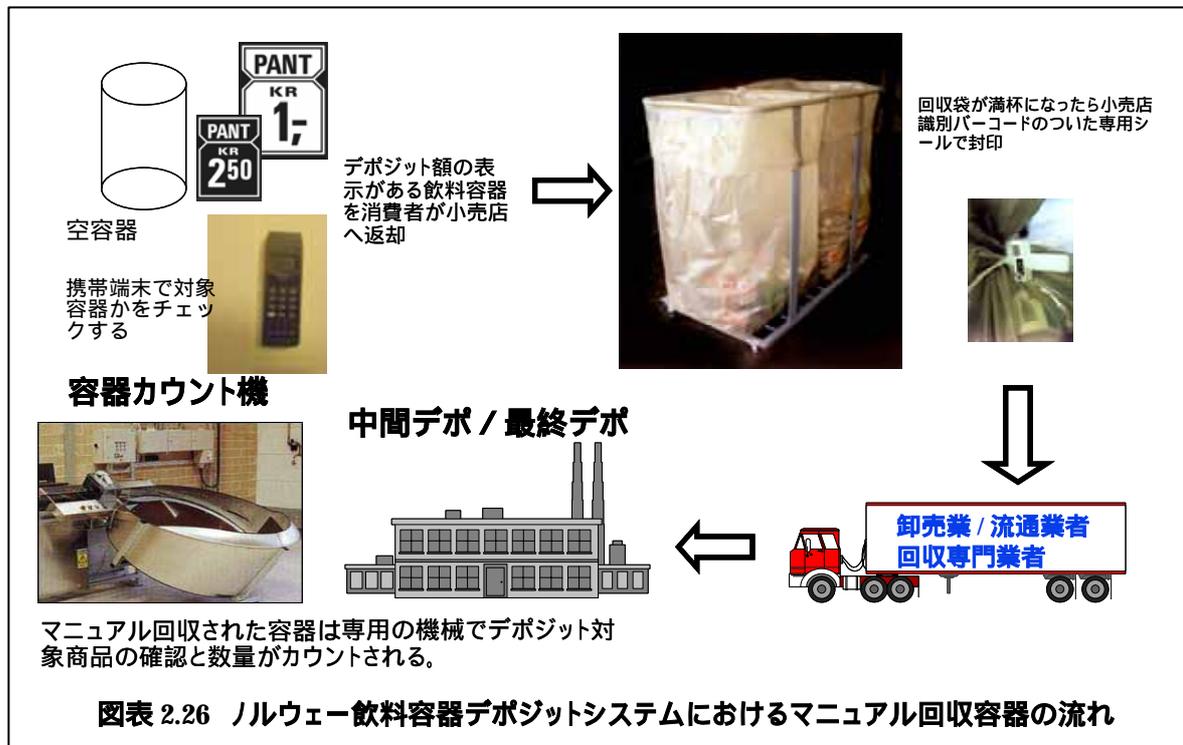
デポジット対象容器には下図のような表示がなされる。



デポジット対象容器は、リバース・ベンディング・マシン（RVM）または小売店の店員によるマニュアル引取によって回収され、回収時に容器に表示されたデポジット額が払い戻される。

3.5.2. マニュアル引取された容器の流れ

マニュアル引き取りされた飲料容器は下図のような流れをたどる。



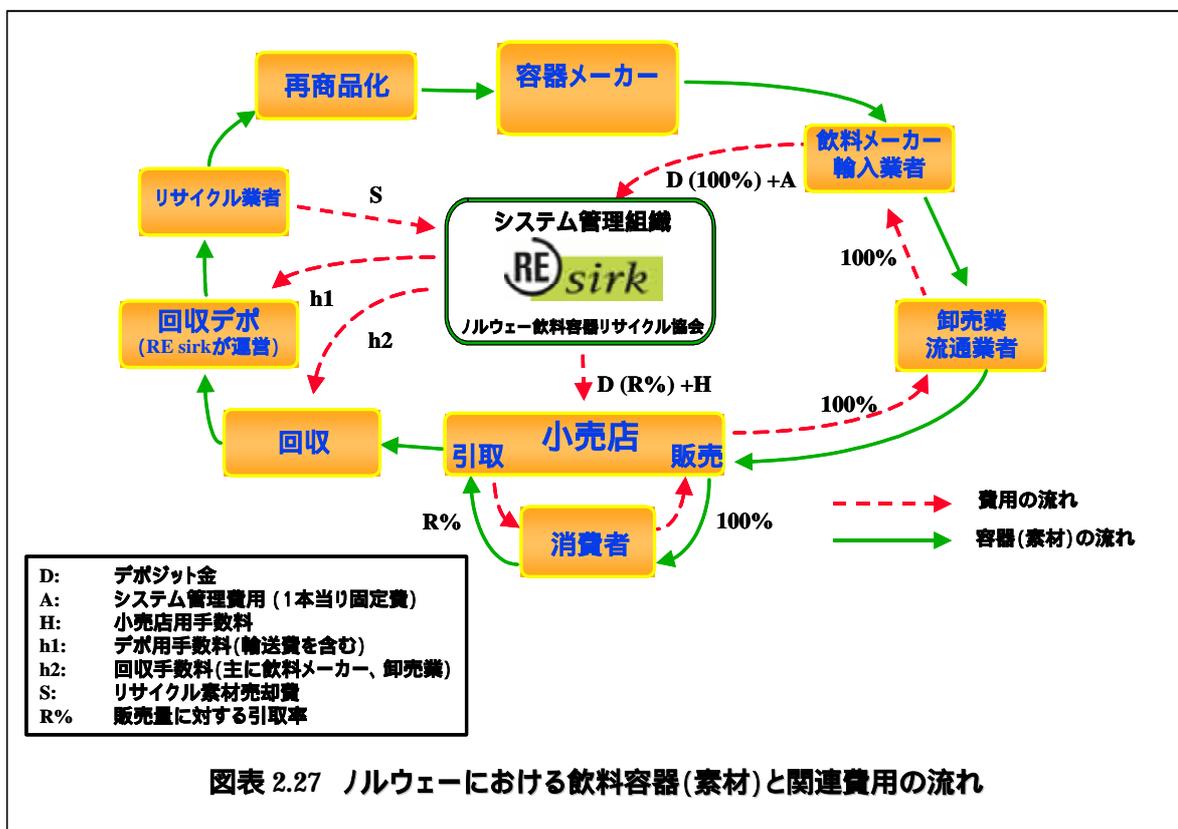
手回収された容器は専用のビニール袋に溜めこまれ、小売店の識別が可能なバーコード

が添付された専用シール（封印金具）を用いて封印された後、卸売業または飲料流通業者によって収集され、回収デポに運び込まれる。回収デポでは容器カウント機がデPOSIT対象容器の確認とマニュアル回収数をカウントし、当該小売店に支払われるデPOSIT額と手数料の算定数量を把握する。

RESirk の管理センターはこの数量をベースに週単位でデPOSIT額及び手数料の支払いを、小売店及び回収業者（おもに卸売業または飲料流通業者）に対して行う。

3.6 デPOSITシステムの詳細

ノルウェーのデPOSITシステムにおける容器（素材）及び資金の流れを下図に示す。



上記のシステムは関連諸費用の金額を除いてスウェーデンのデPOSITシステムと基本的に全く同様である。

ノルウェーの飲料用機デPOSITシステムにおける関連諸費用を次表に示す。

図表 2.28 ノルウェー飲料容器デポジットシステムにおける諸費用

1 デポジット金

1 NRK または 2.5NRK (容器返却時 100%払い戻す)

2 飲料メーカー及び輸入業者関係費

システム加盟料

30,000NRK + 1 商品登録毎に 5,000NRK

システム管理費

・アルミ缶飲料 1 缶につき 0.09NRK

・スチール缶飲料 1 缶につき 0.27NRK

・PET ボトル飲料 1 本につき 0.25NRK または 0.4NRK

3 小売店関係費

システム加盟料

500NRK

引取手数料 (収入)

・機械回収の場合 1 本当り 0.002NRK

・マニュアル回収の場合 0.05NRK

4 回収業者 (飲料メーカー、卸売業) 関係費

回収手数料 (収入)

1 袋または半箱当り、35NRK (1 本当りの換算値: 0.06NRK)

5 回収デポ関係費

デポ運営手数料 (収入)

1 本当り 0.09NRK

圧縮処理費及び素材管理費 (収入)

1 kg 当り 1.20NRK (1 本当りの換算値: 0.02NRK)

6 運搬業者 (回収デポ~リサイクル業者)

運搬手数料 (収入)

1 本当り 0.009NRK

7 リサイクル業者関係費

素材売却費 (RESirk にとっての収入)

アルミ缶の場合: バージン素材価格の 79%の価格で購入 (2000 年平均約 11NRK/1kg)

3.7 リサイクル事業者

ノルウェーにおける使用済み飲料容器は下記のリサイクル事業者を持ち込まれ、マテリアルリサイクルされる。

【ノルウェーにおける飲料容器のリサイクラー】	
アルミ缶	
Finspong (スウェーデン)	
Hecket (カルメー)	
Alcan (英国)	
PET ボトル	
Strandplast (トロントハイム)	
	()内は所在地

3.8 ノルウェー飲料容器デポジットシステムによる成果

RESirk による飲料容器デポジットシステムの本格的な実施は 1999 年 5 月からであった。その後約半年後の 1999 年 12 月には、ノルウェー環境省が承認したリサイクル率は、飲料缶で 85%、PET ボトルで 90%であった。さらに、2000 年 12 月には、双方とも 95%に達し、可変税は 0NKR になった。

図表 2.29 ノルウェー飲料容器デポジットシステムによる実績

	1999 年 12 月	2000 年 12 月
飲料缶	85%	95%
飲料 PET ボトル	90%	95%

(出所 ノルウェー飲料容器リサイクル協会 RESirk)

3.9 ノルウェー小売業におけるワンウェイ飲料容器デポジットに関する評価

ノルウェー最大の小売流通業 ハコングループ (Hakon Gruppen AS 従業員数 4 万人年間売上 約 3 兆円) を訪ね、ワンウェイ飲料容器のデポジットシステムに関する小売業の評価について話を聞いた。

ノルウェーでは飲料容器を回収する RVM は小売業がその導入費を賄っている。

インタビューに対応した品質・環境部のマネージャー (Peter WALLMAN 氏) は、多額の投資を要したにもかかわらず、RVM の導入を高く評価している。

評価の理由は以下の点にある。

ワンウェイ飲料容器の回収率が、導入後 2 年足らずで約 95%まで飛躍的に伸びた。

回収された容器の輸送効率が飛躍的に向上した (缶については約 5 倍の輸送効率)。

飲料製品の売上額が大幅に伸びた（約2割程度）。

リターナブルびんの引取と比較して取扱手数料（おもに人件費）が大幅に節減できた。

RVMの設置により、容器の返却のために客足が増えた。

以上の理由から、流通業においてワンウェイ容器デポジットはプラスの効果のみをもたらしていると語っていた。

【ノルウェーにおけるリターナブルボトルのデポジットシステム 参考データ】

ノルウェーではリターナブルボトルのデポジットシステムが定着している。飲料の全体市場におけるリターナブル容器利用率は94.5%であり、返却率は販売本数に対して96.8%である。

ノルウェーでは、リターナブルボトルの返却率が95%を下回るとリターナブルボトル採用の飲料製品1本を販売することに最大4NKRの税金が徴収される。

表 2.30 ノルウェーにおける飲料市場(1999年)

飲料品目	市場計	リターナブル容器	ワンウェイ容器
清涼飲料	518	504(97.3%)	14(2.7%)
ミネラルウォーター	79	79(100.0%)	0(0.0%)
ビール	231	195(84.4%)	36(15.6%)
合計	823	778(94.5%)	50(6.1%)

（出所：ノルウェー飲料連盟）

（注）2000年は可変税の導入によってワンウェイ容器利用率が急激に増加している。（単位：百万リットル）

リターナブルボトルの返却率：96.8%(1999年)

表 2.31 ノルウェーにおける典型的なリターナブルボトルとデポジット額

リターナブルボトルの種類	デポジット額
清涼飲料 330ml標準びん*	メーカー引取時 1.2NKR 消費者販売時 1.0NKR
ビール 330ml標準茶びん、700ml標準緑びん	メーカー引取時 1.2NKR 消費者販売時 1.0NKR
清涼飲料、ミネラルウォーター 1.5lリターナブルPETボトル	メーカー引取時 3.0NKR 消費者販売時 2.5NKR

（注）ノルウェーでは戻りびん引取時にメーカーが小売店の取扱手数料を上乗せするような形式をとっているため、メーカー引取時のデポジット額が消費者に対するデポジット額より高く設定されている。なお、ほぼすべての飲料製品が卸業を通さずに小売店に配荷されているとのこと。

* コカコーラ社を除くほとんどすべてのブランドの清涼飲料がこの標準びんを採用している（巻末写真資料参照）。

4. その他の欧州諸国

4.1 その他の欧州諸国の概況

ここまでの1~3では現地調査を行った3カ国の、強制あるいは自主的なデポジットシステムのあり方に関して、かなり詳細な紹介を行ってきた。これら以外のベルギー、デンマーク、フィンランド、オランダ、スイスの5カ国についても、それぞれリサイクル促進のために特徴的なデポジットシステムの活用が行われており、概況のみ整理しておくことにする。

ちなみに上記以外のオーストリアは、ドイツの包装政令に基づくシステムに類似したリサイクルシステム（自治体収集とはまったく別の生産者による回収、リサイクルのシステム）をもっており、デポジット制に関して言えば、リターナブル（数次利用）のプラスチック容器に強制デポジット制を敷いている。

4.2 ベルギー

【人口約 1000 万人】

□ デポジットシステム概況

ベルギーで現在実施されているデポジットシステムは、リターナブル（数次利用）飲料容器に関する自主的なシステムである。制度的には容器全般に対するエコ税の導入が定められており、その免除の条件として容器を7回以上充填するリターナブル容器とするか、あるいは目標とされるリサイクル率（リカバリ率）を満たすか、いずれの条件を満たすこととなっている。デポジットシステムはリターナブル容器の回収率を確保する手段として、強制ではないが概ね500ml以下の容器は5BF（ベルギーフラン）〔日本円で20円程度〕、500ml以上は10BFの預り金が課せられている。

□ 解説

ベルギーの容器対策には他の国にない「エコ税法」が用意されている。この法律では、7回以上の再利用を行わない容器について、目標として定められた容器素材ごとのリサイクル率が達成できない場合、製造事業者等は容器1個当たり15BFのエコ税を支払わなければならないこととされている。

ワンウェイ容器のリサイクル率達成については、デポジットを掛けるか、生産者責任組織（PRO）に参加するかという選択肢が考えられるが、実際には多くの企業がPROであるFOST-Plusに参加している。目下、ドイツに類似したシステムであるFOST-Plusを介して全素材についてリサイクル率が達成されているのため、いわゆる1次容器包装（消費者容器包装）に関するエコ税は実施に移されていない。

図表 2.32 ベルギーの容器素材ごとの目標リサイクル率

容器素材	1997	1998	1999	2000
ガラス	62%	67%	73%	80%
金属	47.50%	58%	64%	80%
プラスチック	30%	43%	56%	70%
飲料用カートン	30%	43%	56%	70%

4.3 デンマーク

【人口約 520 万人】

□ デポジットシステム概況

リターナブル容器に対する自主的なデポジットシステムがある。但し、国内製造のビールおよび炭酸飲料には強制的デポジット制が敷かれている。

また、輸入製品に関しては、強制デポジット制と同等の効果を持つものとして、デポジット（預り金）のついた、返却、リサイクルシステムを構築しなければならないこととなっている。

□ 解説

かつてよりデンマークにはビールとソフトドリンクに関するワンウェイ容器禁止の措置があつて、それが国際的な法廷闘争の対象ともなっていた。1998 年に導入された新しい容器課税制度は、飲料容器ばかりでなく、より広範な容器を対象とし、リサイクル率の低い容器素材に対する罰則的な措置となるような設計がなされている。以下の図表に示すように、容器の素材ごとに単位重量当たりの税が定められており、国産、輸入を問わず容器を最初に市場に出すときに課税当局に収めることになる。リターナブル（数次利用）容器の場合、2 回目以降の容器利用からはこの容器税は不要ということになり、それだけデンマーク市場では有利なものとなる。この新しい措置に対しても、EC 委員会が EU の容器包装指令の貿易障壁に関する条項違反であるとの抗議を再三行っているが、デンマーク当局は制度を変更していない。

図表 2.33 デンマーク容器税における素材、形状ごとの税額の概況

素材	税額 (Kg 当たり) Kr はデンマーククローネ
プラスチック	
柔軟	30.00Kr
硬質・高密度	4.50Kr
硬質- 国連有害製品基準を満たすもの	6.00Kr
その他の硬質	7.50Kr
ラミネート(蒸着) / 混合	15.00Kr
紙・厚紙・布(繊維質ベース)	
柔軟	19.50Kr
非柔軟(一次資源)	7.50Kr
非柔軟(再生資源)	6.00Kr
アルミニウム	11.25Kr
木材	6.00Kr
スチール	3.75Kr
国連有害製品基準を満たすもの	3.00Kr
ガラス/セラミック	0.75Kr

4.4 フィンランド

【人口約 500 万人】

□ デポジットシステム概況

フィンランドにはスウェーデン、ノルウェー、デンマークといった其他北欧諸国と並んで、リターナブル容器保護とリサイクル率の向上を目的とした、容器課徴金制度およびデポジットシステムがある。北欧諸国の容器政策が類似しているのは、そもそも歴史的に「ノルディックカウンシル」での政策協調に基づくものであることに原因がある。最近では、EU 環境政策の指導力が高まっており、従来型の政策とのアプローチの相違、矛盾が顕在化しつつあるのが、北欧諸国の共通した特徴といえる。

□ 解説

フィンランドでは、ワンウェイのビール容器(1個当たり)に 4FIM、ワンウェイの炭酸飲料容器(1個当たり)に 3FIM の課徴金(税)が賦課される。しかし、これら課徴金は、容器サイズに応じて 1個当たり 0.50~1.50FIM のデポジットを賦課し、かつ 95% の回収率を達成すれば 1FIM にまで減ずることができるとされている。

現在、金属缶(アルミ、スチールとも)については、96年3月に導入された飲料缶回収

システムが順調に機能することによって、1リットル当たり 1FIM に押さえることに成功している。国産ビールメーカーおよび輸入業者は、Palpa と呼ばれる回収機構（基金）にデポジット 1FIM とリサイクル手数料を支払い、消費者には使用済み容器返却に伴ってデポジット 1FIM を返却している。デポジットがついた缶はバーコードで識別可能となっており、機械回収のシステムと合わせて、順調な運営が成されているようである。フィンランドのシステムについても、EU 環境委員会に対して欧州の関連業界団体等からワンウェイ容器に対する不当な差別と、輸入を阻害するものとして訴状が提出されたが、もともと飲料輸入が全飲料の 2% に満たない同国の状況に鑑みて、EU は訴えを退けている。

金属以外の容器素材に関しては、容器包装環境登録（PYR）と呼ばれる機構に加盟し、企業ごとの収益に応じて会費を納め、同機構が運営する素材ごとのリサイクルシステムを介して、リサイクル行っている。フィンランドは EU 指令の国内法化の要請に対応し、関係各業界と政府当局が自主協定を取り結んで、それぞれのリサイクル目標値を定めている。フィンランドでは、自治体がおしのごみと同時に回収までを行うことがその責任となっており、中間処理以降のリサイクルが企業の責任という分担がなされている。容器包装環境登録（PYR）の会費および各素材の回収目標等は以下の図表に示すとおりである。

図表 2.34 フィンランドの容器包装環境登録 Environment Register for Packaging(PYR)の会費

売上高	入会金	年会費
100 万 FIM 未満	100	200
100 ~ 500 FIM	200	300
500 ~ 1000 FIM	300	700
1000 ~ 1 億 FIM	700	1300
1 億 FIM	1000	2000

図表 2.35 フィンランドの容器包装環境登録(PYR)の回収目標

容器包装の種類	リカバリ目標値	リサイクル目標値	うちエネルギー回収許容率
全体（市場に出たもの）	82%	42%	19%
繊維質の容器包装	75%	53%	
ガラス	---	48%	
金属	---	25%	
プラスチック	45%	15%	

4.5 オランダ

【人口 1520 万人】

□ デポジットシステム概況

オランダにおける容器包装のリサイクルは、産業界と政府の間における「協約 covenant」のなかで、容器の総重量における減量化目標、容器種類ごとの目標等が柔軟に設定され、企業と自治体の協力のもと、経済合理性重視のスタンスで実施されているのが特徴である。91 年の第 1 次協約に続き、EU 指令を国内法化する目的で 97 年に新しい協約が締結され、現状では 30 万社を超える企業が協約の傘下にある。生産者責任組織(PRO)の形成を定める部門協約 sub-covenant も締結され、企業の容器選択に関して環境影響評価を行うなど、発生抑制、環境負荷の低減等に大きな役割を担っている。

オランダのシステムでは、自治体の家庭からのごみ収集体制活用がベースになっているため、ワンウェイ容器に関する強制デポジット制はない。ワンウェイの飲料容器にはリサイクルプレミア recycling premium がついており、自治体の回収システムおよびその後の再生システム運営の原資となっている。

他方、ガラス、PET のリターナブル容器については、自主的なデポジットシステムが運営されている。輸入業者に対しての公正な扱いを保证するために、0.5 リットル未満は 25 ㄥ、0.5 リットル~1 リットルは 50 ㄥ、1 リットルを超えるもの 100 ㄥのデポジット金額が規則として定められている。

4.6 スイス

【人口約 690 万人】

□ デポジットシステム概況

スイスではリターナブル容器について、600ml での小型容器には 0.2SF(スイスフラン)、それを超える大型容器には 0.5SF の強制デポジット制が実施されている。

ワンウェイ容器については強制的な制度はなく、飲料メーカーになかにワンウェイ PET ボトルのリサイクル促進の目的で、容器 1 個当たり 0.5SF のデポジットを賦課して販売、容器返却と同時に払い戻しを行っているところがある。また、6 個パックのクレートについて 5.0SF のデポジットを賦課して販売しているケースもあるが、この場合容器 1 個単位での払戻は行われない。

□ 解説

上記以外スイスにおいて現実に行われているデポジットシステムはないが、見るべきものが以下の 2 つの試みである。第一がワンウェイのプラスチック、金属製容器の自主的な課金制である。これらのワンウェイ容器に関して徴収されている手数料をもとに、リサイクルのインフラ整備が行われてきている。PET ボトルの手数料金額はサイズを問わず 0.5SF

に統一する形で、漸次減額されつつある。

第二がドイツで実施されているような、強制デポジット制の罰則的活用である。そもそも、スイスのワンウェイの飲料容器に関しては、ガラス、PET、スチール、アルミそれぞれに年間市場に出せる総量（最大値）を、以下の図表 2.36 も示す各々定められた総量を上回る場合、強制デポジット制が発動されるという、発生抑制を狙ったユニークな制度である（90 年飲料容器政令）。欧州でも急激に容器シェアを増大させている PET ボトルを除いては、概ねどの素材も総量を下回る形で推移してきたため、新しい容器である PET のリサイクルシステムの整備を待つものとして、ワンウェイ飲料容器全てについての強制デポジット制は発動されなかったのである。98 年、飲料容器政令の改正により、PET の使用量上限の引き上げを行って、PET ボトルの市場での発展に政策の方を適合させるという現実的な措置が行われた。それよりもここで注目しておくべきは、すでに述べた通り、スイスのメーカーの自主的な取り組み、すなわち強制でないデポジットシステムや課金システムを用いることによって、世界的に見ても非常に高レベルのリサイクル率を達成してきていること特徴的であるということだろう。

図表 2.36 廃棄物減量目標値:年間上限使用量(単位:トン)

	1990 年飲料容器政令	1998 年改正政令
ガラス	24,200	16,000
PET	2,300	5,500
スチール	500	500
アルミ	500	500